

関係都府県消防防災主管部長 殿

内閣政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
（公印省略）

南海トラフ地震防災対策推進計画作成例等の送付について（通知）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域に係る都道府県及び市町村の地方防災会議は、同法第 5 条第 2 項の規定に基づいて、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等について、地域防災計画に「南海トラフ地震防災対策推進計画」（以下「推進計画」という。）を定めるように努めなければならないこととされています。

また、同法第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて、南海トラフ地震防災対策推進地域において「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成 15 年政令第 324 号）第 3 条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、「南海トラフ地震防災対策計画」（以下「対策計画」という。）を作成しなければならないこととされています。

令和 7 年 7 月 1 日に中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更されたことを受け、「南海トラフ地震防災対策推進計画作成例」及び「南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引」（以下「作成例等」という。）を別添のとおり改訂したので、業務の参考としてください。

なお、上記推進計画及び対策計画の作成・変更に当たっては、作成例等を参考としつつ、地域の実情に即して具体的かつ実現可能な実効性のあるものとするを旨として下さい。また、作成・変更の時期については、被災状況を想定したシミュレーションやそれに基づく定量的分析等の実施に基づく対応は後日追加することも選択肢としつつ、可能な限り早期（例えば令和 7 年度中）とするを旨としてください。貴職におかれては貴都府県内市町村及び消防機関にもこの旨周知願います。

【本件問合せ先】

担当 : 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）付
渡邊、神成、室賀、森谷、瀬川

電話 : 03-5797-7945（直通）

E-mail : trench_earthquake.p3w@cao.go.jp

担当 : 消防庁国民保護・防災部防災課

木村（聖）、木村（将）、三原、青木

電話 : 03-5253-7525（直通）

E-mail : sintai@soumu.go.jp

南海トラフ地震防災対策推進計画作成例

計画の作成に当たっては、作成例に記載のない事項についても必要に応じて記載する、また、作成例に記載された事項でも不要な部分は削除するなど、地域の実情に即して具体的かつ実施可能なものを定めることに留意してください。

地震防災対策推進計画（都府県分）

目次

第1章 総則

第1 推進計画の目的

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第2章 重点施策に関する事項

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

第2 津波に関する情報の伝達等

第3 地域住民等の避難行動等

第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

第5 意識の普及・啓発

第6 消防機関等の活動

第7 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

第8 交通

第9 都府県が自ら管理等を行う施設等に関する対策

第10 迅速な救助

第5章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

第2 自衛隊の災害派遣

第3 物資の備蓄・調達

第4 帰宅困難者への対応

第6章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

○南海トラフ地震臨時情報(調査中) が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置等

第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

第3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

第4 災害応急対策をとるべき期間等

- 第5 避難対策等
 - 第6 消防機関等の活動
 - 第7 都府県警察の活動
 - 第8 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係
 - 第9 金融
 - 第10 交通
 - 第11 都府県が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策
 - 第12 滞留旅客等に対する措置
- 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
- 第1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、都府県の災害に関する会議等の設置
 - 第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知
 - 第3 災害応急対策をとるべき期間等
 - 第4 都府県のとるべき措置
- 第7章 防災訓練に関する事項
- 第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

(推進計画の作成に当たって配慮すべき事項)

○以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、レベル1の地震・津波(※1)に対しては、ハード対策を推進しつつソフト対策も有効に組み合わせた対策の推進、レベル2の地震・津波(※2)に対しては、「命を守る」ことを目標として、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針とし、地域特性(地域の被害想定等)に応じた計画を作成すること。

(※1) 発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波

(※2) 発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波

- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること
- ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること
- ③ 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること
- ④ 高齢化や人口減少等の社会的要因に伴い災害対応に係る人的・物的資源に限りがあること
- ⑤ 大都市や離島・半島、孤立可能性地域等の地理的特性による課題があること
- ⑥ これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること
- ⑦ 南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、これまで経験したことのない甚大な被害が想定されること等

○被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、定性的な分析に止まらず、施策ごと、地域ごとに需要と供給の定量的な分析などを行うことで推進計画の実効性を高めることに努めること。

※ なお、施策ごと、地域ごとに需要と供給の定量的な分析などに時間を要する場合には、まずは定性的な検討を踏まえて、推進計画の作成や変更を行い、その後改めて施策ごと、地域ごとに需要と供給の定量的な分析などを行うことも選択肢として考えること。

第1章 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本都府県の地域に係る地震防災に関し、本都府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおり。

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱一略

第2章 重点施策に関する事項

本都府県の地域特性を踏まえた上で、「命を守る」対策と、「命をつなぐ」対策について、重点的に取り組むものは次のとおり。

※ 重点施策に関する事項については、独立した章とせず、他の章等に溶け込ませる形式も可とする。

重点的に取り組むもの一略

（重点施策に関して留意すべき事項）

○南海トラフ地震の発生確率は今後30年以内に80%程度と推定されていることから、事前の対策に費やすことができる時間と内容には限りがあるため、全ての施策を一律に講じることとするのではなく、地域特性を踏まえた上で、直接死者数を減らす「命を守る」対策と、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策について、おおむね10年間で完遂すべき重点施策として具体的に定め、重点的に推進することとする。

○防災計画の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。

※ 重点施策の設定に時間を要する場合には、重点施策以外の項目について推進計画の作成や変更を行い、その後改めて重点施策の設定を行うことも選択肢として考えること。

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第1条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等を必要性及び緊急性に従い、所定の基準等により明示すること）

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 土砂災害防止施設
- 3 津波防護施設

4 避難場所

(避難場所の整備に当たって留意すべき事項)

- レベル2の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。
- 地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。
- 別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

5 避難経路

6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（平成25年総務省告示第489号）

7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港

8 通信施設

- (1) 都府県防災行政無線
- (2) 市町村防災行政無線
- (3) その他の防災機関等の無線

9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地

石油コンビナート等特別防災区域に係る都府県、市町村及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

- (1) 都府県の事業
- (2) 市町村の事業
- (3) 特定事業所の事業

10 その他の事業

(整備計画の策定に当たって留意すべき事項)

- 具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定する。
- 施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。
- これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

都府県又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

1 堤防、水門等の点検方針・計画

方針・工程等一略

- 2 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画

方針・工程等一略

- 3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
体制、手順、管理方法一略

- 4 内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置

被災防止措置一略

- 5 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画

整備方針・工程等一略

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報や避難情報の伝達等に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

- 1 都府県内部及び関係機関相互間の伝達体制

都府県内部及び、国、関係機関、市町村等との伝達経路及び方法一略

- 2 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制

防災行政無線、緊急速報メール等により、防災関係機関、地域住民等に正確かつ広範に情報伝達するための経路及び方法一略

- 3 船舶に対する伝達体制

船舶に対する具体的な伝達経路及び方法一略

- 4 管轄区域内の被害状況の情報収集体制

情報収集の経路及び方法一略

- 5 防災行政無線の整備等

方針・工程等一略

(情報伝達に当たって留意すべき事項)

- 地域住民等に対し津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- 船舶に対し津波警報等を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。
- 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮する。
- 必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障害者や海水浴客への津波警報等の伝達を行う。この際、伝達実施者の安全に配慮する。

第3 地域住民等の避難行動等

都府県は、市町村と協力し、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。

- 1 避難対象地域

津波により避難が必要となることが想定される地域一略

2 避難方法

避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法一略

3 住民等の備え

避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。

4 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等

実施体制等一略

5 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

実施体制等一略

（住民等の避難行動等の検討に当たって留意すべき事項）

- 各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していく。
- 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進する。
- 推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。
- 避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。
- 推進計画に避難誘導方法について定めるに当たっては、市町村の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意する。
- 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。

第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

都府県は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。

1 避難後の救護の内容

実施する業務内容一略

2 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項

(1) 応急危険度判定を優先的に行う体制

あらかじめ準備すべき事項一略

(2) 各避難所との連絡体制

あらかじめ準備すべき事項一略

(3) 各避難所における避難者のリスト作成

あらかじめ準備すべき事項一略

(4) 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

あらかじめ準備すべき事項一略

(5) 障害者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応

あらかじめ準備すべき事項一略

(6) 飼い主による家庭動物との同行避難等、様々なニーズへの対応

あらかじめ準備すべき事項一略

(7) 避難所における再生可能エネルギーや蓄電池等の活用を通じた自立・分散型システムの導入

あらかじめ準備すべき事項一略

3 船舶の避難

船舶が沖合に避難するための避難海域一略

(避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たって留意すべき事項)

- 避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策について留意する。
- 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。
- 夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。
- 孤立するおそれのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。
- 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮する。

第5 意識の普及・啓発

都府県は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、次の方策により周知を行う。

ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策一略

第6 消防機関等の活動

- 1 市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 都府県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。
 - (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。
 - (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、都府県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握。
- 3 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配備
- 4 都府県は、市町村の消防団に関し、女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化、実践的かつ効果的な教育・訓練の充実、自主防災組織等の多様な主体との連携強化等を図る取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

第7 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

- 1 上下水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置は、次のとおり。

措置の内容一略
- 2 電気
 - (1) 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、避難所等での熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電気事業者と共有する。

- (2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社が行う措置は、次のとおり。
火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧に必要な措置の実施等一略

3 ガス

指定地方公共機関〇〇ガスが行う措置は、次のとおり。

利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報一略

4 通信

指定公共機関〇〇株式会社が行う措置は、次のとおり。

電源の確保、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策一略

5 放送

- (1) 指定公共機関日本放送協会〇〇支局が行う措置は、次のとおり。

発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置一略

- (2) 指定地方公共機関〇〇放送、〇〇テレビが行う措置は、次のとおり。

発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置一略

第8 交通

1 道路

- (1) 交通規制

都府県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する都府県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

交通規制の内容一略

2 海上及び航空

- (1) 〇〇海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を次のとおり実施する。

海域監視体制の強化、船舶交通の制限等の措置一略

また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を次のとおり実施する。

予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえた具体的な措置一略

- (2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難等、次の安全確保対策をとるものとする。

安全確保対策一略

- (3) 空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場の速やかな閉鎖など、次の安全確保対策をとるものとする。

安全確保対策一略

3 鉄道

津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置は、次のとおり。

運行上の措置一略

4 乗客等の避難誘導等

船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等は、次のとおり。

避難誘導計画等一略

第9 都府県が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

都府県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

(津波警報等の伝達に当たって留意すべき事項)

- 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。
- 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。

イ 入場者等の避難のための措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 動物園にあつては、危険動物の動物舎への収容その他必要な応急保安措置

イ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが

- 不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
- ウ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
- (ア) 当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
- エ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

(各施設等が実施する措置に当たって留意すべき事項)

- 要配慮者の避難誘導方法に配慮する。
- 詳細な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。なお、都府県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

また、災害対策本部等を都府県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) 市町村推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとる。

3 地震発生時の緊急点検及び巡視

地震発生時には津波襲来に備え、次のとおり緊急点検及び巡視を実施する。

緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制-略

(地震発生時の緊急点検及び巡視に当たって留意すべき事項)

- 従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。

4 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、次のとおり津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。

津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針-略

(工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべきに当たって留意すべき事項)

○津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第10 迅速な救助

- 1 都府県は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

(救助・救急活動の実施体制に当たって留意すべき事項)

○孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

- 2 都府県は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、次のとおり。

緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備方策一略

- 3 都府県は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

第5章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

- 1 都府県は、管内の市町村等における必要な物資、資機材の確保状況及び人員の配備状況を把握する。被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは次のとおり。なお、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。

広域的な配備手配を行う資機材、人員等一略

- 2 応急対策の実施のために必要な他機関からの応援等に関する協定、制度その他手続上の措置は次のとおり。

事前応援協定、制度(応急対策職員派遣制度に関する要綱等)、手続上の措置一略

- 3 都府県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

(資機材、人員等の配備手配に当たって留意すべき事項)

○防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の参加による地域貢献等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化について考慮する。

○事前応援協定の締結その他の手続上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ

め十分調整する。

第2 自衛隊の災害派遣

- 1 都府県は必要があるときは、防衛大臣等に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項

なお、災害派遣を要請する予定の事項は、次のとおり。

次のとおり一略

- 2 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく。

第3 物資の備蓄・調達

被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は次のとおり。

物資備蓄・調達に関する方法等一略

(物資の備蓄・調達に当たって留意すべき事項)

- 男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。
- 市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合には、被害の状況を勘案し、必要に応じ、当該物資等の供給体制の確保を図るため都府県が保有する物資等の放出等の措置及び市町村間のあっせん等の措置をとるとともに、都府県内で物資等が不足する場合には、必要に応じ、国等に対して調達・供給の要請を行うものとする。

第4 帰宅困難者への対応

- 1 都府県は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第6章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

情報の収集・伝達における都府県、市町村関係機関の役割一略
国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

情報の収集・伝達における都府県、市町村、関係機関の役割一略
国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。

次のとおり一略

(情報伝達に当たって留意すべき事項)

- 防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

情報の収集・伝達における都府県、市町村、関係機関の役割一略
国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略

地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については次のとおり。

次のとおり一略

(周知に当たって留意すべき事項)

- 地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。
- 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

都府県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報

の収集体制を整備するものとする。その収集体制は以下のとおり。

次のとおり一略

都府県は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を次のとおり行うものとする。

次のとおり一略

避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については次のとおり。

次のとおり一略

第4 災害応急対策をとるべき期間等

都府県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第5 避難対策等

1 地域住民等の避難行動等

国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）は次のとおり。

また、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について策定する。内容については次のとおり。

次のとおり一略

また、都府県は災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。

国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定避難所へ避難するものとする。避難所の場所、その経路及び方法については以下のとおり。

以下のとおり一略

都府県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

都府県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

2 避難所の運営

都府県における、避難後の救護の内容については、次のとおり。

次のとおり一略

第6 消防機関等の活動

1 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(2) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

2 都府県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のとおり措置をとるものとする。

次のとおり一略

3 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に次のとおり措置をとるものとする。

次のとおり一略

第7 都府県警察の活動

都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第8 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 上下水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。体制については、次のとおり。

次のとおり一略

2 電気

(1) 電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社がとる体制は、次のとおり。

次のとおり一略

3 ガス

- (1) ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
- (2) 指定地方公共機関〇〇ガスがとる体制は、次のとおり。
次のとおり一略
- (3) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

4 通信

指定公共機関〇〇株式会社がとる体制及び行う措置は、次のとおり。

次のとおり一略

5 放送

- (1) 指定公共機関〇〇放送協会〇〇支局がとる体制は、次のとおり。
次のとおり一略
- (2) 指定地方公共機関〇〇放送、〇〇テレビがとる体制は、次のとおり。
次のとおり一略

第9 金融

指定公共機関〇〇銀行〇〇支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容は次のとおり。

次のとおり一略

第10 交通

1 道路

- (1) 都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとし、その内容については次のとおり。
次のとおり一略
- (2) 都府県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については次のとおり。
次のとおり一略
- (3) 都府県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、その周知方法の内容は次のとおり。

次のとおり一略

2 海上および航空

- (1) 〇〇海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に次のとおり行うものとする。
次のとおり一略
- (2) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、

津波に対する安全性に留意し、次のとおり行うものとする。

次のとおり一略

- (3) 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、次のとおり行うものとする。

次のとおり一略

また、空港管理者は、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、その趣旨は次のとおりとし、事前に必要な体制を整備するものとする。

次のとおり一略

3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応については次のとおり。

次のとおり一略

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

第11 都府県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

都府県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<情報伝達に当たって留意すべき事項>

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジ

オ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
ク 各施設における緊急点検、巡視
上記のア～クにおける実施体制（クにおいては実施必要箇所を含む）は次のとおり。

次のとおり一略

(2) 個別事項

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ 動物園にあつては、猛獣等の逃走防止措置

エ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

オ 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

(ア) 児童生徒等に対する保護の方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

カ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

(ア) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を都府県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 市町村推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 都府県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針は次のとおり。

次のとおり一略

第12 滞留旅客等に対する措置

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

都府県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を次のとおり行うものとする。

次のとおり一略

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、都府県の災害に関する会議等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

情報の収集・伝達における都府県、市町村、関係機関の役割一略
国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略

災害に関する会議の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。

次のとおり一略

(情報伝達に当たって留意すべき事項)

- 防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

情報の収集・伝達における都府県、市町村、関係機関の役割一略
国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略

(周知に当たって留意すべき事項)

- 地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

都府県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4 都府県のとるべき措置

都府県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

都府県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第7章 防災訓練に関する事項

都府県は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、11月5日の津波防災の日津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努める。

都府県は、市町村が自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、市町村に対し、必要な助言と指導を行うものとする。

都府県は、市町村、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (3) 警備及び交通規制訓練

実施する防災訓練の内容、方法等は次のとおり。

訓練内容、方法一略

（防災訓練の実施に当たって留意すべき事項）

- 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。
- 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とする。
- 市町村、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。
- 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の

都府県等との連携を図ることに努める。
○防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1 都府県職員等に対する教育

都府県は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

職員等に対する教育の実施内容、方法等一略

(職員等に対する教育に少なくとも含むべき事項)

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

都府県は、市町村等と協力し、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。また、市町村等に対し必要な助言を行うものとする。

なお、実践的な教育・広報のために、印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意する。

地域住民等に対する教育・広報の実施方法及び内容一略

(地域住民等に対する教育・広報に少なくとも含むべき事項)

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 避難生活に関する知識
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

（教育・広報の実施に当たって留意すべき事項）

- 過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。
- 地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
- 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- 教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体のウェブサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
- 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。
- 南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報にあたり留意する。

新旧対照表

令和7年7月

(注)

- 修正点は赤字の下線で記載。

地震防災対策推進計画（都府県分）

修正前	修正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等<u>の整備計画</u></p> <p>第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>（略）</p> <p><u>第3 避難対策等</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第4章 消防機関等の活動</p> <p>第5章 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>（略）</p> <p>第2章 関係者との連携協力の確保</p> <p>第1章 資機材、人員等の配備手配</p> <p><u>第2 他機関に対する応援要請</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第3章 帰宅困難者への対応</p> <p>第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>（略）</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>（略）</p> <p><u>第2章 重点施策に関する事項</u></p> <p>第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等<u>に関する事項</u></p> <p>第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>第3 地域住民等の避難行動等</u></p> <p><u>第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保</u></p> <p><u>第5 意識の普及・啓発</u></p> <p>第6章 消防機関等の活動</p> <p>第7章 <u>上下</u>水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>（略）</p> <p>第5章 関係者との連携協力の確保<u>に関する事項</u></p> <p>第1章 資機材、人員等の配備手配</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>第2 自衛隊の災害派遣</u></p> <p><u>第3 物資の備蓄・調達</u></p> <p>第4章 帰宅困難者への対応</p> <p>第6章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>（略）</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>（略）</p>

地震防災対策推進計画（都府県分）

修正前	修正後
<p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 （略）</p> <p>第7 <u>警備対策</u></p> <p>第8 水道、電気、ガス、通信、放送関係 （略）</p> <p>第6章 防災訓練<u>計画</u></p> <p>第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する<u>計画</u> （推進計画の作成に当たって配慮すべき事項）</p> <p>以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、レベル1の地震・津波に対しては、ハード対策を推進しつつソフト対策も有効に組み合わせた対策の推進、レベル2の地震・津波に対しては、「命を守る」ことを目標として、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針とし、地域特性（地域の被害想定等）に応じた計画を作成すること。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u> （略）</p> <p><u>④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大となること</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられること等</u></p>	<p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）<u>等</u>が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 （略）</p> <p>第7 <u>都府県警察の活動</u></p> <p>第8 <u>上下</u>水道、電気、ガス、通信、放送関係 （略）</p> <p>第7章 防災訓練<u>に関する事項</u></p> <p>第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する<u>事項</u> （推進計画の作成に当たって配慮すべき事項）</p> <p><u>○以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、レベル1の地震・津波（※1）</u>に対しては、ハード対策を推進しつつソフト対策も有効に組み合わせた対策の推進、レベル2の地震・津波（※2）に対しては、「命を守る」ことを目標として、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針とし、地域特性（地域の被害想定等）に応じた計画を作成すること。</p> <p>（※1）発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波 （※2）発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波 （略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>④ 高齢化や人口減少等の社会的要因に伴い災害対応に係る人的・物的資源に限りがあること</u></p> <p><u>⑤ 大都市や離島・半島、孤立可能性地域等の地理的特性による課題があること</u></p> <p><u>⑥ これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること</u></p> <p><u>⑦ 南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、これまで経験したことのない甚大な被害が想定されること等</u></p>

修正前	修正後
<p><u>(新設)</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>第1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>○被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、定性的な分析に止まらず、施策ごと、地域ごとに需要と供給の定量的な分析などを行うことで推進計画の実効性を高めることに努めること。</u></p> <p><u>※ なお、施策ごと、地域ごとに需要と供給の定量的な分析などに時間を要する場合には、まずは定性的な検討を踏まえて、推進計画の作成や変更を行い、その後改めて施策ごと、地域ごとに需要と供給の定量的な分析などを行うことも選択肢として考えること。</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>第1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>第2章 重点施策に関する事項</u></p> <p><u>本都府県の地域特性を踏まえた上で、「命を守る」対策と、「命をつなぐ」対策について、重点的に取組むものは次のとおり。</u></p> <p><u>※ 重点施策に関する事項については、独立した章とせず、他の章等に溶け込ませる形式も可とする。</u></p> <p><u>重点的に取組むもの一略</u></p> <p><u>(重点施策に関して留意すべき事項)</u></p>

修正前	修正後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>○南海トラフ地震の発生確率は今後30年以内に80%程度と推定されていることから、事前の対策に費やすことができる時間と内容には限りがあるため、全ての施策を一律に講じることとするのではなく、地域特性を踏まえた上で、直接死者数を減らす「命を守る」対策と、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策について、おおむね10年間で完遂すべき重点施策として具体的に定め、重点的に推進することとする。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>○防災計画の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。</u></p>
<p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p>	<p>第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p>
<p><u>(以下の事業について具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を記載する事業については、政令・告示に留意すること)</u></p>	<p><u>(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第1条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等を必要性及び緊急性に従い、所定の基準等により明示すること)</u></p>
<p>1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化</p>	<p>1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化</p>
<p><u>4 土砂災害防止施設</u></p>	<p><u>2 土砂災害防止施設</u></p>
<p><u>5 津波防護施設</u></p>	<p><u>3 津波防護施設</u></p>
<p><u>2 避難場所の整備</u></p>	<p><u>4 避難場所</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(避難場所の整備に当たって留意すべき事項)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>○レベル2の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>○地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>○別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。</u></p>

修正前	修正後
<p><u>3</u> 避難経路の整備</p> <p>6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設 消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成 25 年総務省告示第 489 号に定める消防用施設</p> <p>(略)</p> <p>10 その他の事業 (整備計画の作成に当たって配慮すべき事項) <u>計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。</u> <u>(新設)</u></p> <p>第 3 章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第 1 津波からの防護 <u>1 都府県又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。</u> <u>2 都府県又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備を行うものとする。</u> <u>(1) 堤防、水門等の点検方針・計画</u> 方針・<u>計画</u>一略 <u>(2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等</u>の方針・計画 方針・<u>計画</u>一略</p>	<p><u>5</u> 避難経路</p> <p>6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設 消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、<u>南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設</u> <u>(平成 25 年総務省告示第 489 号)</u></p> <p>(略)</p> <p>10 その他の事業 (整備計画の策定に当たって留意すべき事項) <u>○具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定する。</u> <u>○施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。</u> <u>○これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。</u></p> <p>第 4 章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第 1 津波からの防護 <u>(削除)</u></p> <p>都府県又は堤防、水門等の管理者は、次の<u>方針・計画等</u>に基づき、各種整備等を行うものとする。 <u>1 堤防、水門等の点検方針・計画</u> 方針・<u>工程等</u>一略 <u>2 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等</u>の方針・計画 方針・<u>工程等</u>一略</p>

修正前	修正後
<p><u>(3)</u> 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法 <u>管理方法・計画</u>一略 <u>(新設)</u></p> <p><u>(4)</u> 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画 <u>整備方針・計画</u>一略</p> <p><u>(5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画</u> <u>整備方針・計画</u>一略</p> <p>第2 津波に関する情報の伝達等 <u>津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達</u>に係る関係者の<u>役割分担</u>や連絡体制は<u>以下</u>のとおり。 <u>情報の収集・伝達における都府県、市町村関係機関の役割</u>一略 <u>国、関係機関、市町村等との連絡体制図</u>一略 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(役割分担や連絡体制等の検討にあたって配慮すべき事項)</u></p>	<p><u>3</u> 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法 <u>体制、手順、管理方法</u>一略</p> <p><u>4 内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置</u> <u>被災防止措置</u>一略</p> <p><u>5</u> 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画 <u>整備方針・工程等</u>一略 <u>(削除)</u></p> <p>第2 津波に関する情報の伝達等 津波に関する情報や避難情報の伝達等に係る関係者の連絡体制は<u>次</u>のとおり。</p> <p><u>1 都府県内部及び関係機関相互間の伝達体制</u> <u>都府県内部及び、国、関係機関、市町村等との伝達経路及び方法</u>一略</p> <p><u>2 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制</u> <u>防災行政無線、緊急速報メール等により、防災関係機関、地域住民等に正確かつ広範に情報伝達するための経路及び方法</u>一略</p> <p><u>3 船舶に対する伝達体制</u> <u>船舶に対する具体的な伝達経路及び方法</u>一略</p> <p><u>4 管轄区域内の被害状況の情報収集体制</u> <u>情報収集の経路及び方法</u>一略</p> <p><u>5 防災行政無線の整備等</u> <u>方針・工程等</u>一略 <u>(情報伝達に当たって留意すべき事項)</u></p>

修正前	修正後
<p><u>1 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達</u></p> <p><u>2 船舶に対する津波警報等の伝達</u></p> <p><u>3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置</u></p> <p><u>4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握</u></p> <p><u>5 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>○地域住民等に対し津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u></p> <p><u>○船舶に対し津波警報等を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>○通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮する。</u></p> <p><u>○必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障害者や海水浴客への津波警報等の伝達を行う。この際、伝達実施者の安全に配慮する。</u></p>
<p><u>第3 避難対策等</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>第3 地域住民等の避難行動等</u></p> <p><u>都府県は、市町村と協力し、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。</u></p> <p><u>1 避難対象地域</u></p> <p><u>津波により避難が必要となることが想定される地域一略</u></p> <p><u>2 避難方法</u></p> <p><u>避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法一略</u></p> <p><u>3 住民等の備え</u></p> <p><u>避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。</u></p>

修正前	修正後
<u>(新設)</u>	<p><u>4 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等</u> <u>実施体制等一略</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>5 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等</u> <u>実施体制等一略</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>(住民等の避難行動等の検討に当たって留意すべき事項)</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>○各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していく。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>○高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進する。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>○推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>○避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>○推進計画に避難誘導方法について定めるに当たっては、市町村の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意する。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>○強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められ</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>る場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>都府県は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>1 避難後の救護の内容</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>実施する業務内容一略</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>2 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(1) 応急危険度判定を優先的に行う体制</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>あらかじめ準備すべき事項一略</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(2) 各避難所との連絡体制</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>あらかじめ準備すべき事項一略</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(3) 各避難所における避難者のリスト作成</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>あらかじめ準備すべき事項一略</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(4) 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>あらかじめ準備すべき事項一略</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(5) 障害者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>あらかじめ準備すべき事項一略</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(6) 飼い主による家庭動物との同行避難等、様々なニーズへの対応</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>あらかじめ準備すべき事項一略</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(7) 避難所における再生可能エネルギーや蓄電池等の活用を通じた自立・分散型</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>システムの導入</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>あらかじめ準備すべき事項一略</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>3 船舶の避難</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>船舶が沖合に避難するための避難海域一略</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たって留意すべき事項)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>○避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等</u></p>

修正前	修正後
<u>(新設)</u>	<u>に対し必要な救護を行うものとする。</u>
<u>(新設)</u>	<u>○避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策について留意する。</u>
	<u>○指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u>
<u>(新設)</u>	<u>○避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。</u>
<u>(新設)</u>	<u>○夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。</u>
<u>(新設)</u>	<u>○孤立するおそれのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。</u>
<u>(新設)</u>	<u>○避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮する。</u>
<u>(新設)</u>	<u>第5 意識の普及・啓発</u>
<u>(新設)</u>	<u>都府県は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、次の方策により周知を行う。</u>
<u>(新設)</u>	<u>ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策－略</u>
<u>(新設)</u>	<u>第6 消防機関等の活動</u>
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>第4 消防機関等の活動</u>	<u>第6 消防機関等の活動</u>
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>

修正前	修正後
<p><u>(新設)</u></p> <p>第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 水道</p> <p>地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置は、次のとおり。</p> <p><u>次のとおり</u>—略</p> <p>2 電気</p> <p>(1) <u>電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。</u></p> <p>(2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社が行う措置は、次のとおり。</p> <p><u>次のとおり</u>—略</p> <p>3 ガス</p> <p>(1) <u>ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。</u></p> <p>(2) 指定地方公共機関〇〇ガスが行う措置は、次のとおり。</p> <p><u>次のとおり</u>—略</p>	<p><u>4 都府県は、市町村の消防団に関し、女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化、実践的かつ効果的な教育・訓練の充実、自主防災組織等の多様な主体との連携強化等を図る取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</u></p> <p>第7 <u>上下</u>水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 <u>上下</u>水道</p> <p>地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置は、次のとおり。</p> <p><u>措置の内容</u>—略</p> <p>2 電気</p> <p>(1) 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等<u>に加え、避難所等での熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電気事業者と共有する。</u></p> <p>(2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社が行う措置は、次のとおり。</p> <p><u>火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧に必要な措置の実施等</u>—略</p> <p>3 ガス</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>指定地方公共機関〇〇ガスが行う措置は、次のとおり。</p> <p><u>利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置</u></p>

修正前	修正後
<p>4 通信</p> <p>指定公共機関〇〇株式会社が行う措置は、次のとおり。</p> <p><u>次のとおり</u>一略</p> <p>5 放送</p> <p>(1) 指定公共機関日本放送協会〇〇支局が行う措置は、次のとおり。</p> <p><u>次のとおり</u>一略</p> <p>(2) 指定地方公共機関〇〇放送、〇〇テレビが行う措置は、次のとおり。</p> <p><u>次のとおり</u>一略</p> <p>第6 交通</p> <p>1 道路</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>都府県警察及び道路管理者は、<u>津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。</u></p> <p>交通規制の内容一略</p> <p>2 海上及び航空</p> <p>(1) 〇〇海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため<u>の必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。</u></p> <p><u>実施要領</u>一略</p>	<p><u>に関する広報</u>一略</p> <p>4 通信</p> <p>指定公共機関〇〇株式会社が行う措置は、次のとおり。</p> <p><u>電源の確保、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策</u>一略</p> <p>5 放送</p> <p>(1) 指定公共機関日本放送協会〇〇支局が行う措置は、次のとおり。</p> <p><u>発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置</u>一略</p> <p>(2) 指定地方公共機関〇〇放送、〇〇テレビが行う措置は、次のとおり。</p> <p><u>発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置</u>一略</p> <p>第8 交通</p> <p>1 道路</p> <p><u>(1) 交通規制</u></p> <p>都府県警察及び道路管理者は、<u>津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する都府県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。</u></p> <p><u>交通規制の内容</u>一略</p> <p>2 海上及び航空</p> <p>(1) 〇〇海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、<u>海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を次のとおり実施する。</u></p> <p><u>海域監視体制の強化、船舶交通の制限等の措置</u>一略</p> <p><u>また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を次のとおり実施する。</u></p>

修正前	修正後
<p>(2) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者避難させるなど、次の安全確保対策をとるものとする。</p> <p>安全確保対策の内容一略</p> <p>(3) 空港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うなど、次の安全確保対策をとるものとする。</p> <p>安全確保対策の内容一略</p> <p>3 鉄道</p> <p>津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置は、次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>4 乗客等の避難誘導</p> <p>船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等は、次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>第7 都府県自らが管理等を行う施設等に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>都府県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。</p> <p>(1) 各施設に共通する事項</p> <p>ア 津波警報等の入場者等への伝達</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><留意事項></p> <p>1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよ</p>	<p><u>予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえた具体的な措置一略</u></p> <p>(2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者避難等、次の安全確保対策をとるものとする。</p> <p>安全確保対策一略</p> <p>(3) 空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場の速やかな閉鎖など、次の安全確保対策をとるものとする。</p> <p>安全確保対策一略</p> <p>3 鉄道</p> <p>津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置は、次のとおり。</p> <p>運行上の措置一略</p> <p>4 乗客等の避難誘導等</p> <p>船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等は、次のとおり。</p> <p>避難誘導計画等一略</p> <p>第9 都府県が自ら管理等を行う施設等に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>都府県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。</p> <p>(1) 各施設に共通する事項</p> <p>ア 津波警報等の入場者等への伝達</p> <p><u>海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。</u></p> <p><u>(津波警報等の伝達に当たって留意すべき事項)</u></p> <p>○入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう</p>

修正前	修正後
<p>う適切な伝達方法を<u>検討すること。</u></p> <p>2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する<u>こと。</u></p> <p><u>なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。</u></p> <p>イ 入場者等の<u>安全確保のための退避等</u>の措置 (略)</p> <p>キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア 動物園にあつては、<u>猛獣等の逃走防止</u>措置</p> <p>イ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置</p> <p>ウ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、</p> <p>(ア) 当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地域にあるときは、<u>避難の安全に関する</u>措置</p> <p>(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置</p> <p>エ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全<u>の</u>確保のための必要な措置</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>なお、具体的な</u>措置内容は施設ごとに別に定める。</p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p>(1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げ</p>	<p><u>情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。</u></p> <p>○避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に<u>十分</u>検討する。</p> <p>イ 入場者等の<u>避難のため</u>の措置 (略)</p> <p>キ 非常用発電装置の整備、<u>非常用通信手段の確保</u>、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア 動物園にあつては、<u>危険動物の動物舎への収容その他必要な応急保安</u>措置</p> <p>イ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保<u>及び避難誘導</u>のための必要な措置</p> <p>ウ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、</p> <p>(ア) 当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地域にあるときは、<u>避難誘導のための必要な</u>措置</p> <p>(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置</p> <p>エ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保<u>及び避難誘導</u>のための必要な措置</p> <p><u>(各施設等が実施する措置に当たって留意すべき事項)</u></p> <p><u>○要配慮者の避難誘導方法に配慮する。</u></p> <p><u>○詳細な</u>措置内容は施設ごとに別に定める。</p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p>(1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げ</p>

修正前	修正後
<p>る措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>また、災害対策本部等を都府県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村推進計画に定める避難所又は応急救護所<u>の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</u></p> <p><u>(3) 都府県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 工事中の建築等に対する措置</p> <p>工事中の建築物その他の工作物又は施設については<u>原則として工事を中断するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第<u>8</u> 迅速な救助</p> <p>1 <u>消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制</u></p> <p>都府県は、市町村の消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び<u>車両・資機材の確保に努める取組み</u>について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>る措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。<u>なお、都府県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。</u></p> <p>また、災害対策本部等を都府県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村推進計画に定める避難所又は応急救護所<u>が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 地震発生時の緊急点検及び巡視</p> <p><u>地震発生時には津波襲来に備え、次のとおり緊急点検及び巡視を実施する。</u></p> <p><u>緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制-略</u></p> <p><u>(地震発生時の緊急点検及び巡視に当たって留意すべき事項)</u></p> <p><u>○従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。</u></p> <p>4 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置</p> <p>工事中の建築物その他の工作物又は施設については、<u>次のとおり津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。</u></p> <p><u>津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針-略</u></p> <p>(略)</p> <p>第<u>10</u> 迅速な救助</p> <p>1 都府県は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、<u>消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制</u>の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</p> <p><u>(救助・救急活動の実施体制に当たって留意すべき事項)</u></p> <p><u>○孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮</u></p>

修正前	修正後
<p>2 <u>緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備</u></p> <p>都府県は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、次のとおり。</p> <p><u>次のとおり</u>—略</p> <p>3 <u>実動部隊の救助活動における連携の推進</u></p> <p>都府県は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び<u>港湾・空港</u>等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る<u>ものとする</u>。</p> <p><u>4 消防団の充実</u></p> <p><u>都府県は、市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</u></p> <p>第2章 関係者との連携協力の確保</p> <p>第1 資機材、人員等の配備手配</p> <p>1 <u>物資等の調達手配</u></p> <p>都府県は、管内の市町村等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合には、被害の状況を勘案し、必要に応じ、当該物資等の供給体制の確保を図るため都府県が保有する物資等の放出等の措置及び市町村間のあっせん等の措置をとるとともに、都府県内で物資等が不足する場合には、必要に応じ、国等に対して調達・供給の要請を行うものとする。</p> <p><u>2 人員の配備</u></p> <p>都府県は、管内の市町村等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。</p> <p><u>3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</u></p>	<p><u>する。</u></p> <p>2 都府県は、<u>「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」</u>に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、次のとおり。</p> <p><u>緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備方策—略</u></p> <p>3 都府県は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び<u>空港・港湾</u>等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第5章 関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>第1 資機材、人員等の配備手配</p> <p>1 都府県は、管内の市町村等における必要な物資、資機材の確保状況及び人員の配備状況を把握する。<u>被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは次のとおり。なお、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>広域的な配備手配を行う資機材、人員等—略</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

修正前	修正後
<p><u>(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、〇〇都府県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。</u></p> <p><u>第2 他機関に対する応援要請</u></p> <p><u>1 都府県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおり。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>次のとおり一略</u></p> <p><u>2 都府県は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 都府県は必要があるときは、防衛大臣等に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請するものとする。</u></p> <p>(1) 災害の<u>状況</u>及び派遣を要請する事由</p> <p>(2) 派遣を希望する期間</p> <p>(3) 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>(4) その他参考となるべき事項</p> <p>なお、災害派遣を要請する予定の事項は、次のとおり。</p> <p style="padding-left: 40px;">次のとおり一略</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2 応急対策の実施のために必要な他機関からの応援等に関する協定、制度その他手続上の措置は次のとおり。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>事前応援協定、制度（応急対策職員派遣制度に関する要綱等）、手続上の措置一略</u></p> <p><u>3 都府県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>(資機材、人員等の配備手配に当たって留意すべき事項)</u></p> <p><u>○防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の参加による地域貢献等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化について考慮する。</u></p> <p><u>○事前応援協定の締結その他の手続上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ十分調整する。</u></p> <p><u>第2 自衛隊の災害派遣</u></p> <p><u>1 都府県は必要があるときは、防衛大臣等に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請するものとする。</u></p> <p>(1) 災害の<u>状況</u>及び派遣を要請する事由</p> <p>(2) 派遣を希望する期間</p> <p>(3) 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>(4) その他参考となるべき事項</p> <p>なお、災害派遣を要請する予定の事項は、次のとおり。</p> <p style="padding-left: 40px;">次のとおり一略</p>

修正前	修正後
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>4 都府県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>2 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>第3 物資の備蓄・調達</u></p> <p><u>被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は次のとおり。</u></p> <p><u>物資備蓄・調達に関する方法等一略</u></p> <p><u>(物資の備蓄・調達に当たって留意すべき事項)</u></p> <p><u>○男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。</u></p> <p><u>○市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合には、被害の状況を勘案し、必要に応じ、当該物資等の供給体制の確保を図るため都府県が保有する物資等の放出等の措置及び市町村間のあっせん等の措置をとるとともに、都府県内で物資等が不足する場合には、必要に応じ、国等に対して調達・供給の要請を行うものとする。</u></p>
<p><u>第3 帰宅困難者への対応</u></p> <p>1 都府県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。</p> <p>2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。</p> <p><u>第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</u></p>	<p><u>第4 帰宅困難者への対応</u></p> <p>1 都府県は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。</p> <p>2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。</p> <p><u>第6章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</u></p>

地震防災対策推進計画（都府県分）

修正前	修正後
<p>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。</p> <p>情報の収集・伝達における都府県、市町村関係機関の役割一略</p> <p>国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。</p> <p>情報の収集・伝達における都府県、市町村関係機関の役割一略</p> <p>国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略</p> <p>災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライ</p>	<p>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。</p> <p><i>情報の収集・伝達における都府県、市町村関係機関の役割一略</i></p> <p>国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、<u>管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要</u>がある。情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。</p> <p><i>情報の収集・伝達における都府県、市町村、関係機関の役割一略</i></p> <p>国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略</p> <p>災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p><u>（情報伝達に当たって留意すべき事項）</u></p> <p><u>○防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。</u></p> <p><u>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。</u></p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライ</p>

修正前	修正後
<p>ラインに関する情報、生活関連情報<u>など</u>地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。</p> <p>情報の収集・伝達における都府県、市町村関係機関の役割－略 国、関係機関、市町村等との連絡体制図－略</p> <p>地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については次のとおり。</p> <p>次のとおり－略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等</p> <p>都府県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は次のとおり。</p> <p>次のとおり－略</p> <p>都府県は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を次のとおり行うものとする。</p> <p>次のとおり－略</p> <p>避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については次のとおり。</p> <p>次のとおり－略</p> <p>(略)</p>	<p>ラインに関する情報、生活関連情報<u>等</u>の地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。</p> <p>情報の収集・伝達における都府県、<u>市町村、</u>関係機関の役割－略 国、関係機関、市町村等との連絡体制図－略</p> <p>地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については次のとおり。</p> <p>次のとおり－略</p> <p><u>(周知に当たって留意すべき事項)</u></p> <p><u>○地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u></p> <p><u>○地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。</u></p> <p><u>○外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。</u></p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）<u>等</u>が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等</p> <p>都府県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は以下のとおり。</p> <p>次のとおり－略</p> <p>都府県は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を次のとおり行うものとする。</p> <p>次のとおり－略</p> <p>避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については次のとおり。</p> <p>次のとおり－略</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>第5 避難対策等</p> <p>1 地域住民等の避難行動等</p> <p>国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）は次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>また、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画は次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。避難所の場所、その経路及び方法については以下のとおり。</p> <p>以下のとおり一略</p> <p>都府県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。</p>	<p>第5 避難対策等</p> <p>1 地域住民等の避難行動等</p> <p>国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）は次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>また、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について策定する。内容については次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p><u>また、都府県は災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。</u></p> <p>国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定避難所へ避難するものとする。避難所の場所、その経路及び方法については以下のとおり。</p> <p>以下のとおり一略</p> <p>都府県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。</p>

修正前	修正後
<p>都府県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>都府県における、避難後の救護の内容については以下のとおり。</p> <p>以下のとおり一略</p> <p>第6 消防機関等の活動</p> <p>1 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、<u>その</u>対策を定めるものとする。</p> <p>(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</p> <p>(2) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保</p> <p>(略)</p> <p>第7 警備対策</p> <p>都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。</p> <p>(1) 正確な情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 不法事案等の予防及び取締り</p> <p>(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導</p> <p>第8 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 水道</p> <p>必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。体制については、次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p>	<p>都府県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>都府県における、避難後の救護の内容については、<u>次</u>のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>第6 消防機関等の活動</p> <p>1 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。</p> <p>(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</p> <p>(2) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保</p> <p>(略)</p> <p>第7 都府県警察の活動</p> <p>都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。</p> <p>(1) 正確な情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 不法事案等の予防及び取締り</p> <p>(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導</p> <p>第8 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 上下水道</p> <p>必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。体制については、次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p>

修正前	修正後
<p>2 電気</p> <p>(1) <u>電力</u>事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。</p> <p>(2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社がとる体制は、次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>(略)</p> <p>第10 交通</p> <p>(略)</p> <p>3 鉄道</p> <p>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応<u>を次のとおり行うものとする。</u></p> <p>次のとおり一略</p> <p>また、津波により浸水する<u>恐れ</u>のある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。</p> <p>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。</p> <p>第11 都府県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>(1) 各施設に共通する事項</p> <p>(略)</p> <p>キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>(略)</p> <p>〇南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、都府県の災害に関する会議等の設置等</p>	<p>2 電気</p> <p>(1) <u>電気</u>事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。</p> <p>(2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社がとる体制は、次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>(略)</p> <p>第10 交通</p> <p>(略)</p> <p>3 鉄道</p> <p>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応<u>については</u>次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>また、津波により浸水する<u>おそれ</u>のある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。</p> <p>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。</p> <p>第11 都府県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>(1) 各施設に共通する事項</p> <p>(略)</p> <p>キ 非常用発電装置の整備、<u>非常用通信手段の確保</u>、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>(略)</p> <p>〇南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、都府県の災害に関する会議等の設置等</p>

修正前	修正後
<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。</p> <p>情報の収集・伝達における都府県、市町村関係機関の役割一略 国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略</p> <p>災害に関する会議の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。 次のとおり一略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。</p> <p>情報の収集・伝達における都府県、市町村関係機関の役割一略 国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 都府県のとるべき措置</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、<u>管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。</u>津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。</p> <p>情報の収集・伝達における都府県、市町村、<u>関係機関</u>の役割一略 国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略</p> <p>災害に関する会議の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。 次のとおり一略</p> <p><u>(情報伝達に当たって留意すべき事項)</u></p> <p><u>○防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。</u></p> <p><u>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。</u></p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。</p> <p>情報の収集・伝達における都府県、市町村、<u>関係機関</u>の役割一略 国、関係機関、市町村等との連絡体制図一略</p> <p><u>(周知に当たって留意すべき事項)</u></p> <p><u>○地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u></p> <p><u>○地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 都府県のとるべき措置</p>

地震防災対策推進計画（都府県分）

修正前	修正後
<p>都府県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>都府県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを<u>次のとおり</u>、再確認するものとする。</p> <p><u>次のとおり一略</u></p> <p>第6章 防災訓練計画</p> <p>1 都府県及び防災関係機関は、<u>地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。</u></p> <p>2 <u>1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>4 都府県は<u>市町村、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施するほか、市町村、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>動員訓練及び本部運営訓練</u></p> <p>(2) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練</u></p> <p>(3) 警備及び交通規制訓練</p>	<p>都府県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>都府県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。</p> <p>第7章 防災訓練に関する事項</p> <p>都府県は、<u>地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努める。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>都府県は、市町村が自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、市町村に対し、必要な助言と指導を行うものとする。</u></p> <p>都府県は、市町村、防災関係機関、<u>自主防災組織等</u>と連携して、<u>次のようなより具体的かつ実践的な訓練</u>を行うものとする。</p> <p>(1) <u>要員参集訓練</u>及び本部運営訓練</p> <p>(2) 津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）<u>及び</u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練</p> <p>(3) 警備及び交通規制訓練</p>

修正前	修正後
<p><u>5 都府県は、市町村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(防災訓練の実施に当たって<u>配慮</u>すべき事項)</p> <p><u>(1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること</u></p> <p><u>(2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>実施する防災訓練の内容、方法等は次のとおり。</u></p> <p><u>訓練内容、方法一略</u></p> <p>(防災訓練の実施に当たって<u>留意</u>すべき事項)</p> <p><u>○津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。</u></p> <p><u>○津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とする。</u></p> <p><u>○市町村、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。</u></p> <p><u>○要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p> <p><u>○想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の都府県等との連携を図ることに努める。</u></p> <p><u>○防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。</u></p>
<p>第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p><u>都府県は、市町村、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。</u></p> <p>1 都府県職員に対する教育</p> <p><u>災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおり。</u></p> <p><u>次のとおり－(例)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1 都府県職員等に対する教育</p> <p><u>都府県は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。</u></p> <p><u>職員等に対する教育の実施内容、方法等一略</u></p> <p><u>(職員等に対する教育に少なくとも含むべき事項)</u></p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>2 地域住民等に対する教育</p> <p>都府県は、市町村と協力して、<u>地域住民等に対する教育を実施するとともに市町村等が行う地域住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。</u></p> <p><u>防災教育は、次のとおりとし、</u>地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。</p> <p>なお、<u>その教育方法として、</u>印刷物、<u>ビデオ等の</u>映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、<u>実践的な教育を行うものとする。</u></p> <p><u>次のとおり－（例）</u> <u>（新設）</u> （略）</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、<u>初期消火及び</u>自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識 （略）</p> <p>(7) 各地域における避難対象地域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識</p> <p>(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p><u>(10)</u> 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p><u>(9)</u> 避難生活に関する知識</p> <p>(11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p>	<p>2 地域住民等に対する教育・<u>広報</u></p> <p>都府県は、市町村等と協力し、<u>ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を</u>地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う<u>ことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。また、市町村等に対し必要な</u>助言を行うものとする。</p> <p>なお、<u>実践的な教育・広報のために、</u>印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、<u>自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意する。</u></p> <p><u>地域住民等に対する教育・広報の実施方法及び内容－略</u> （地域住民等に対する教育・広報に少なくとも含むべき事項） （略）</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、<u>防災上とるべき行動に関する知識</u> （略）</p> <p>(7) 各地域における避難対象地域、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識</p> <p>(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p><u>(9)</u> 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p><u>(10)</u> 避難生活に関する知識</p> <p>(11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p>

修正前	修正後
<u>(新設)</u>	<u>(教育・広報の実施に当たって留意すべき事項)</u>
<u>(新設)</u>	○過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。
<u>(新設)</u>	○地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
<u>(新設)</u>	○要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
<u>(新設)</u>	○推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
<u>(新設)</u>	○教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体のウェブサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
<u>3 相談窓口の設置</u>	○地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
<u>都府県及び市町村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。</u>	○現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。
<u>(新設)</u>	○南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報にあたり留意する。

以上

南海トラフ地震防災対策推進計画作成例

計画の作成に当たっては、作成例に記載のない事項についても必要に応じて記載する、また、作成例に記載された事項でも不要な部分は削除するなど、地域の実情に即して具体的かつ実施可能なものを定めることに留意してください。

地震防災対策推進計画（市町村分）

目次

- 第1章 総則
 - 第1 推進計画の目的
 - 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱
- 第2章 重点施策に関する事項
- 第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
- 第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
 - 第1 津波からの防護
 - 第2 津波に関する情報の伝達等
 - 第3 地域住民等の避難行動等
 - 第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保
 - 第5 意識の普及・啓発
 - 第6 消防機関等の活動
 - 第7 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係
 - 第8 交通
 - 第9 市町村が自ら管理等を行う施設等に関する対策
 - 第10 迅速な救助
- 第5章 関係者との連携協力の確保に関する事項
 - 第1 資機材、人員等の配備手配
 - 第2 物資の備蓄・調達
 - 第3 帰宅困難者への対応
- 第6章 時間差発生等における円滑な避難の確保等
 - 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置
 - 第1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等
 - 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
 - 第1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置等
 - 第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知
 - 第3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等
 - 第4 災害応急対策をとるべき期間等
 - 第5 避難対策等

- 第6 消防機関等の活動
- 第7 都府県警察の活動
- 第8 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係
- 第9 金融
- 第10 交通
- 第11 市町村が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策
- 第12 滞留旅客等に対する措置
- 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
 - 第1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置
 - 第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知
 - 第3 災害応急対策をとるべき期間等
 - 第4 市町村のとるべき措置
- 第7章 防災訓練に関する事項
- 第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- 第9章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

(推進計画の作成に当たって配慮すべき事項)

○以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、レベル1の地震・津波(※1)に対しては、ハード対策を推進しつつソフト対策も有効に組み合わせた対策の推進、レベル2の地震・津波(※2)に対しては、「命を守る」ことを目標として、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針とし、地域特性(地域の被害想定等)に応じた計画を作成すること。

(※1) 発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波

(※2) 発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波

- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること
- ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること
- ③ 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること
- ④ 高齢化や人口減少等の社会的要因に伴い災害対応に係る人的・物的資源に限りがあること
- ⑤ 大都市や離島・半島、孤立可能性地域等の地理的特性による課題があること
- ⑥ これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること
- ⑦ 南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、これまで経験したことのない甚大な被害が想定されること等

○被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、定性的な分析に止まらず、施策ごと、地域ごとに需要と供給の定量的な分析などを行うことで推進計画の実効性を高めることに努めること。

※ なお、施策ごと、地域ごとに需要と供給の定量的な分析などに時間を要する場合には、まずは定性的な検討を踏まえて、推進計画の作成や変更を行い、その後改めて施策ごと、地域ごとに需要と供給の定量的な分析などを行うことも選択肢として考えること。

第1章 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市町村の地域に係る地震防災に関し、本市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおり。

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱一略

第2章 重点施策に関する事項

本都府県の地域特性を踏まえた上で、「命を守る」対策と、「命をつなぐ」対策について、重点的に取り組むものは次のとおり。

※ 重点施策に関する事項については、独立した章とせず、他の章等に溶け込ませる形式も可とする。

重点的に取り組むもの一略

（重点施策に関して留意すべき事項）

○南海トラフ地震の発生確率は今後30年以内に80%程度と推定されていることから、事前の対策に費やすことができる時間と内容には限りがあるため、全ての施策を一律に講じることとするのではなく、地域特性を踏まえた上で、直接死者数を減らす「命を守る」対策と、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策について、おおむね10年間で完遂すべき重点施策として具体的に定め、重点的に推進することとする。

○防災計画の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。

※ 重点施策の設定に時間を要する場合には、重点施策以外の項目について推進計画の作成や変更を行い、その後改めて重点施策の設定を行うことも選択肢として考えること。

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第1条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等を必要性及び緊急性に従い、所定の基準等により明示すること）

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 土砂災害防止施設

- 3 津波防護施設
- 4 避難場所

(避難場所の整備に当たって留意すべき事項)

- レベル2の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。
- 地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。
- 別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。
- 災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

- 5 避難経路
- 6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（平成25年総務省告示第489号）
- 7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港
- 8 通信施設
 - (1) 都府県防災行政無線
 - (2) 市町村防災行政無線
 - (3) その他の防災機関等の無線
- 9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地
石油コンビナート等特別防災区域に係る都府県、市町村及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。
 - (1) 都府県の事業
 - (2) 市町村の事業
 - (3) 特定事業所の事業
- 10 その他の事業

(整備計画の策定に当たって留意すべき事項)

- 具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定する。
- 施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。
- これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

市町村又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行

うものとする。

- 1 堤防、水門等の点検方針・計画
方針・工程等一略
- 2 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画
方針・工程等一略
- 3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
体制、手順、管理方法一略
- 4 内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置
被災防止措置一略
- 5 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
整備方針・工程等一略

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報や避難情報の伝達等に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

- 1 市町村内部及び関係機関相互間の伝達体制
市町村内部及び、国、都府県、関係機関等との伝達経路及び方法一略
- 2 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制
防災行政無線、緊急速報メール等により、防災関係機関、地域住民等に正確かつ広範に情報伝達するための経路及び方法一略
- 3 避難指示の発令基準
津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準一略
- 4 船舶に対する伝達体制
船舶に対する具体的な伝達経路及び方法一略
- 5 管轄区域内の被害状況の情報収集体制
情報収集の経路及び方法一略
- 6 防災行政無線の整備等
方針・工程等一略

(情報伝達に当たって留意すべき事項)

- 地域住民等に対し津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市町村災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとるものとする。
- 船舶に対し津波警報等を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。
- 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮する。

○必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障害者や海水浴客への津波警報等の伝達を行う。この際、伝達実施者の安全に配慮する。

第3 地域住民等の避難行動等

市町村は、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。

1 避難対象地域

津波により避難が必要となることが想定される地域一略

2 避難方法

避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法一略

3 住民等の備え

避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。

4 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等

実施体制等一略

5 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

実施体制等一略

（住民等の避難行動等の検討に当たって留意すべき事項）

- 各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していく。
- 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進する。
- 推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。
- 避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。
- 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、

急いで安全な場所に避難することを原則とすること。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。

第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市町村は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。

1 避難後の救護の内容

実施する業務内容一略

2 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項

(1) 応急危険度判定を優先的に行う体制

あらかじめ準備すべき事項一略

(2) 各避難所との連絡体制

あらかじめ準備すべき事項一略

(3) 各避難所における避難者のリスト作成

あらかじめ準備すべき事項一略

(4) 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

あらかじめ準備すべき事項一略

(5) 障害者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応

あらかじめ準備すべき事項一略

(6) 飼い主による家庭動物との同行避難等、様々なニーズへの対応

あらかじめ準備すべき事項一略

(7) 避難所における再生可能エネルギーや蓄電池等の活用を通じた自立・分散型システムの導入

あらかじめ準備すべき事項一略

3 船舶の避難

船舶が沖合に避難するための避難海域一略

(避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たって留意すべき事項)

○避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

○市町村が避難所において避難者に対し実施する救護内容は次のとおりとする。

ア 収容施設への収容

イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

○市町村は救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 都府県に対し都府県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

- 避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策について留意する。
- 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。
- 夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。
- 孤立するおそれのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。
- 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮する。

第5 意識の普及・啓発

市町村は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、次の方策により周知を行う。

ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策一略

第6 消防機関等の活動

- 1 市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市町村消防計画に定めるところによる。
- 3 消防団に関し、女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化、実践的かつ効果的な教育・訓練の充実、自主防災組織等の多様な主体との連携強化等を図る。
- 4 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第7 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 上下水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置は、次のとおり。

措置の内容一略

2 電気

(1) 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、避難所等での熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電気事業者と共有する。

(2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社が行う措置は、次のとおり。

火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報、災害応急活動の拠点等への電力供給のための体制確保、優先復旧に必要な措置の実施等一略

3 ガス

指定地方公共機関〇〇ガスが行う措置は、次のとおり。

利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報一略

4 通信

指定公共機関〇〇株式会社が行う措置は、次のとおり。

電源の確保、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策一略

5 放送

(1) 指定公共機関日本放送協会〇〇支局が行う措置は、次のとおり。

発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置一略

(2) 指定地方公共機関〇〇放送、〇〇テレビが行う措置は、次のとおり。

発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置一略

第8 交通

1 道路

(1) 交通規制

都府県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する都府県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

交通規制の内容一略

2 海上及び航空

- (1) ○○海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を次のとおり実施する。

海域監視体制の強化、船舶交通の制限等の措置一略

また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を次のとおり実施する。

予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえた具体的な措置一略

- (2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難等、次の安全確保対策をとるものとする。

安全確保対策一略

- (3) 空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場の速やかな閉鎖など、次の安全確保対策をとるものとする。

安全確保対策一略

3 鉄道

津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置は、次のとおり。

運行上の措置一略

4 乗客等の避難誘導等

船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等は、次のとおり。

避難誘導計画等一略

第9 市町村が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市町村が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

(津波警報等の伝達に当たって留意すべき事項)

○入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。

○避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。

- イ 入場者等の避難のための措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 動物園にあつては、危険動物の動物舎への収容その他必要な応急保安措置
- イ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
- ウ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - (ア) 当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
- エ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

(各施設等が実施する措置に当たって留意すべき事項)

- 要配慮者の避難誘導方法に配慮する。
- 詳細な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市町村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市町村が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 地震発生時の緊急点検及び巡視

地震発生時には津波襲来に備え、次のとおり緊急点検及び巡視を実施する。

緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制-略

(地震発生時の緊急点検及び巡視に当たって留意すべき事項)
○従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。

4 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、次のとおり津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。

津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針-略

(工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべきに当たって留意すべき事項)
○津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第10 迅速な救助

- 1 市町村は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や消防団の所有分を含む車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は次のとおり。

救助・救急活動の実施体制-略

(救助・救急活動の実施体制に当たって留意すべき事項)
○孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

- 2 市町村は、都府県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、次のとおり。

緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備方策-略

- 3 市町村は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

第5章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

- 1 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは次のとおり。

広域的な配備手配を行う資機材、人員等-略

- 2 応急対策の実施のために必要な他機関からの応援等に関する協定、制度その他手続上の措置は次のとおり。

事前応援協定、制度（応急対策職員派遣制度に関する要綱等）、手続上の措置一略

- 3 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援計画を策定し、受援体制の整備を図る。

（資機材、人員等の配備手配に当たって留意すべき事項）

- 防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の参加による地域貢献等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化について考慮する。
- 事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ十分調整する。

第2 物資の備蓄・調達

被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は次のとおり。

物資備蓄・調達に関する方法等一略

（物資の備蓄・調達に当たって留意すべき事項）

- 男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。

第3 帰宅困難者への対応

- 1 市町村は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第6章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

情報の収集・伝達における市町村、関係機関の役割一略

国、都府県、関係機関との連絡体制図一略

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要があ

る。情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

情報の収集・伝達における市町村、関係機関の役割一略

国、都府県、関係機関、との連絡体制図一略

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。

次のとおり一略

(情報伝達に当たって留意すべき事項)

- 防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

情報の収集・伝達における市町村、関係機関の役割一略

国、都府県、関係機関、との連絡体制図一略

地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については次のとおり。

次のとおり一略

(周知に当たって留意すべき事項)

- 地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。
- 周知手段については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。
- 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市町村は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は以下のとおり。

次のとおり一略

市町村は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を次のとおり行うものとする。

次のとおり一略

避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については次のとおり。

次のとおり一略

第4 災害応急対策をとるべき期間等

市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第5 避難対策等

1 地域住民等の避難行動等

国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）は次のとおり。

また、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について策定する。内容については次のとおり。

次のとおり一略

また、市町村は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。避難所の場所、その経路及び方法については以下のとおり。

以下のとおり一略

市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

2 避難所の運営

市町村における、避難後の救護の内容については、次のとおり。

次のとおり一略

第6 消防機関等の活動

1 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(2) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

2 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に次のとおり措置をとるものとする。

次のとおり一略

第7 都府県警察の活動

都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第8 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 上下水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。体制については、次のとおり。

次のとおり一略

2 電気

(1) 電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社がとる体制は、次のとおり。

次のとおり一略

3 ガス

(1) ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(2) 指定地方公共機関〇〇ガスがとる体制は、次のとおり。

次のとおり一略

(3) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

4 通信

指定公共機関〇〇株式会社がとる体制及び行う措置は、次のとおり。

次のとおり一略

5 放送

(1) 指定公共機関〇〇放送協会〇〇支局がとる体制は、次のとおり。

次のとおり一略

(2) 指定地方公共機関〇〇放送、〇〇テレビがとる体制は、次のとおり。

次のとおり一略

第9 金融

指定公共機関〇〇銀行〇〇支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容は次のとおり。

次のとおり一略

第10 交通

1 道路

(1) 都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとし、その内容については次のとおり。

次のとおり一略

(2) 市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については次のとおり。

次のとおり一略

(3) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、その周知方法の内容は次のとおり。

次のとおり一略

2 海上および航空

(1) 〇〇海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に次のとおり行うものとする。

次のとおり一略

(2) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、次のとおり行うものとする。

次のとおり一略

(3) 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、次のとおり行うものとする。

次のとおり一略

また、空港管理者は、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、そ

の趣旨は次のとおりとし、事前に必要な体制を整備するものとする。

次のとおり一略

3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応については次のとおり。

次のとおり一略

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

第11 市町村自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市町村が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<情報伝達に当たって留意すべき事項>

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

上記のア～クにおける実施体制（クにおいては実施必要箇所を含む）は次のとおり。

次のとおり一略

(2) 個別事項

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確

- 認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
 - ウ 動物園にあつては、猛獣等の逃走防止措置
 - エ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
 - オ 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項
 - (ア) 児童生徒等に対する保護の方法
 - (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
 - カ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - (ア) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市町村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- ## 3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針は次のとおり。

次のとおり－略

第12 滞留旅客等に対する措置

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を次のとおり行うものとする。

次のとおり－略

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとお

り。

情報の収集・伝達における市町村、関係機関の役割一略
国、都府県、関係機関との連絡体制図一略

災害に関する会議の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。

次のとおり一略

(情報伝達に当たって留意すべき事項)

- 防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

情報の収集・伝達における市町村、関係機関の役割一略
国、都府県、関係機関との連絡体制図一略

(周知に当たって留意すべき事項)

- 地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4 市町村のとりべき措置

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市町村は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第7章 防災訓練に関する事項

市町村は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、11月5日の津波防災の日津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努める。

市町村は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、都府県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

市町村は、都府県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

実施する防災訓練の内容、方法等は次のとおり。

訓練内容、方法一略

（防災訓練の実施に当たって留意すべき事項）

- 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個人に定着させるよう工夫する。
- 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とする。
- 都府県、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。
- 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。
- 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1 市町村職員等に対する教育

市町村は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

職員等に対する教育の実施内容、方法等一略

（職員等に対する教育に少なくとも含むべき事項）

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

市町村は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

なお、実践的な教育・広報のために、印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意する。

地域住民等に対する教育・広報の実施方法及び内容一略

（地域住民等に対する教育・広報に少なくとも含むべき事項）

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

<p>(教育・広報の実施に当たって留意すべき事項)</p> <p>○過去に災害が発生した年からの節目(周年)等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。</p> <p>○地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。</p> <p>○要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>○推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>○教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体のウェブサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。</p> <p>○地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。</p> <p>○現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報にあたり留意する。</p>

第9章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は次のとおり。

(例)

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
〇〇地区	避難施設の整備事業	〇箇所	令和〇年度
□□地区	避難経路の整備事業	〇路線	令和〇年度
△△地区	集団移転促進事業	〇戸	令和〇年度

新旧対照表

令和7年7月

(注)

- 修正点は赤字の下線で記載。

南海トラフ地震防災対策推進計画作成例修正 新旧対照表

地震防災対策推進計画（市町村分）

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等<u>の整備計画</u></p> <p>第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>（略）</p> <p><u>第3 避難指示等の発令基準</u></p> <p><u>第4 避難対策等</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第5 消防機関等の活動</p> <p>第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>第7 交通</p> <p>第8 市（町村）が自ら管理等を行う施設等に関する対策</p> <p>第9 迅速な救助</p> <p>第2章 関係者との連携協力の確保</p> <p>第1 資機材、人員等の配備手配</p> <p><u>第2 他機関に対する応援要請</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>（略）</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>（略）</p> <p><u>第2章 重点施策に関する事項</u></p> <p>第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等<u>に関する事項</u></p> <p>第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>第3 地域住民等の避難行動等</u></p> <p><u>第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保</u></p> <p><u>第5 意識の普及・啓発</u></p> <p>第6 消防機関等の活動</p> <p>第7 <u>上下</u>水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>第8 交通</p> <p>第9 市町村が自ら管理等を行う施設等に関する対策</p> <p>第10 迅速な救助</p> <p><u>第5章 関係者との連携協力の確保に関する事項</u></p> <p>第1 資機材、人員等の配備手配</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>第2 <u>物資の備蓄・調達</u></p> <p>（略）</p> <p>第6章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>（略）</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急</p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p>対策に係る措置 （略）</p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 （略）</p> <p>第7 <u>警備対策</u></p> <p>第8 水道、電気、ガス、通信、放送関係 （略）</p> <p>第6章 防災訓練<u>計画</u></p> <p>第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する<u>計画</u></p> <p>第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 （推進計画の作成に当たって配慮すべき事項）</p> <p>以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、レベル1の地震・津波に対しては、ハード対策を推進しつつソフト対策も有効に組み合わせた対策の推進、レベル2の地震・津波に対しては、「命を守る」ことを目標として、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針とし、地域特性（地域の被害想定等）に応じた計画を作成すること。</p> <p>① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること ③ 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>④ <u>①～③から、その被害は広域かつ甚大となること</u></p> <p><u>⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、そ</u></p>	<p>対策に係る措置 （略）</p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）<u>等</u>が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 （略）</p> <p>第7 <u>都府県警察の活動</u></p> <p>第8 <u>上下</u>水道、電気、ガス、通信、放送関係 （略）</p> <p>第7章 防災訓練<u>に関する事項</u></p> <p>第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する<u>事項</u></p> <p>第9章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 （推進計画の作成に当たって配慮すべき事項）</p> <p>○以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、レベル1の地震・津波 <u>(※1)</u> に対しては、ハード対策を推進しつつソフト対策も有効に組み合わせた対策の推進、レベル2の地震・津波 <u>(※2)</u> に対しては、「命を守る」ことを目標として、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針とし、地域特性（地域の被害想定等）に応じた計画を作成すること。</p> <p><u>(※1) 発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波</u></p> <p><u>(※2) 発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波</u></p> <p>① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること ③ 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること ④ <u>高齢化や人口減少等の社会的要因に伴い災害対応に係る人的・物的資源に限りがあること</u> ⑤ <u>大都市や離島・半島、孤立可能性地域等の地理的特性による課題があること</u> ⑥ <u>これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること</u> ⑦ <u>南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、これ</u></p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p><u>の被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられること等</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>第1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>本市（町村）の地域に係る地震防災に関し、本市（町村）の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、<u>別表</u>のとおり。</p> <p><u>別表一略</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>まで経験したことの無い甚大な被害が想定されること等</u></p> <p><u>○被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、定性的な分析に止まらず、施策ごと、地域ごとに需要と供給の定量的な分析などを行うことで推進計画の実効性を高めることに努めること。</u></p> <p><u>※ なお、施策ごと、地域ごとに需要と供給の定量的な分析などに時間を要する場合には、まずは定性的な検討を踏まえて、推進計画の作成や変更を行い、その後改めて施策ごと、地域ごとに需要と供給の定量的な分析などを行うことも選択肢として考えること。</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>第1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>本市町村の地域に係る地震防災に関し、本市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、<u>次</u>のとおり。</p> <p><u>防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱一略</u></p> <p><u>第2章 重点施策に関する事項</u></p> <p><u>本都府県の地域特性を踏まえた上で、「命を守る」対策と、「命をつなぐ」対策について、重点的に取り組むものは次のとおり。</u></p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p><u>（新設）</u></p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p><u>（以下の事業について具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を記載する事業については、政令・告示に留意すること）</u></p> <p>1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化</p> <p><u>4 土砂災害防止施設</u></p> <p><u>5 津波防護施設</u></p> <p><u>2 避難場所の整備</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>※ 重点施策に関する事項については、独立した章とせず、他の章等に溶け込ませる形式も可とする。</u></p> <p><u>重点的に取組むもの一略</u></p> <p><u>（重点施策に関して留意すべき事項）</u></p> <p><u>○南海トラフ地震の発生確率は今後30年以内に80%程度と推定されていることから、事前の対策に費やすことができる時間と内容には限りがあるため、全ての施策を一律に講じることとするのではなく、地域特性を踏まえた上で、直接死者数を減らす「命を守る」対策と、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策について、おおむね10年間で完遂すべき重点施策として具体的に定め、重点的に推進することとする。</u></p> <p><u>○防災計画の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。</u></p> <p><u>※ 重点施策の設定に時間を要する場合には、重点施策以外の項目について推進計画の作成や変更を行い、その後改めて重点施策の設定を行うことも選択肢として考えること。</u></p> <p>第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p> <p><u>（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第1条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等を必要性及び緊急性に従い、所定の基準等により明示すること）</u></p> <p>1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化</p> <p><u>2 土砂災害防止施設</u></p> <p><u>3 津波防護施設</u></p> <p><u>4 避難場所</u></p> <p><u>（避難場所の整備に当たって留意すべき事項）</u></p> <p><u>○レベル2の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。</u></p> <p><u>○地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の</u></p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p><u>3 避難経路の整備</u></p> <p>6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設 消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、<u>平成 25 年総務省告示第 489 号に定める消防用施設</u></p> <p>7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備</p> <p>8 通信施設<u>の整備</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>(1) 市（町村）防災行政無線</u></p> <p><u>(2) その他の防災機関等の無線</u></p> <p>9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地<u>の整備</u> 石油コンビナート等特別防災区域に係る都府県、市（町村）及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。 <u>（新設）</u></p> <p><u>(1) 市（町村）の事業</u></p> <p><u>(2) 特定事業所の事業</u></p> <p><u>（新設）</u> （整備計画の作成に当たって配慮すべき事項） <u>計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。</u></p>	<p><u>発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。</u></p> <p><u>○別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。</u></p> <p><u>○災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。</u></p> <p><u>5 避難経路</u></p> <p>6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設 消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、<u>南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設</u> （平成 25 年総務省告示第 489 号）</p> <p>7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備</p> <p>8 通信施設</p> <p><u>(1) 都府県防災行政無線</u></p> <p><u>(2) 市町村防災行政無線</u></p> <p><u>(3) その他の防災機関等の無線</u></p> <p>9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地 石油コンビナート等特別防災区域に係る都府県、市町村及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。</p> <p><u>(1) 都府県の事業</u></p> <p><u>(2) 市町村の事業</u></p> <p><u>(3) 特定事業所の事業</u></p> <p><u>10 その他の事業</u> （整備計画の策定に当たって留意すべき事項） <u>○具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定する。</u> ○施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。 <u>○これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれ</u></p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p>第<u>3</u>章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第1 津波からの防護</p> <p><u>1 市（町村）又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。</u></p> <p><u>2</u> 市（町村）又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。</p> <p><u>(1)</u> 堤防、水門等の点検方針・計画 方針・<u>計画</u>一略</p> <p><u>(2)</u> 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等<u>必要な施設整備等</u>の方針・計画 方針・<u>計画</u>一略</p> <p><u>(3)</u> 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法 管理方法・<u>計画</u>一略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4)</u> 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画 整備方針・<u>計画</u>一略</p> <p>(5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画 整備方針・計画一略</p> <p>第2 津波に関する情報の伝達等</p> <p><u>津波警報等の津波に関する情報の収集・</u>伝達に係る関係者の<u>役割分担</u>や連絡体制は<u>以下</u>のとおり。</p>	<p><u>たものとする。</u></p> <p>第<u>4</u>章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第1 津波からの防護</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>市町村又は堤防、水門等の管理者は、次の<u>方針・計画等</u>に基づき、各種整備等を行うものとする。</p> <p><u>1</u> 堤防、水門等の点検方針・計画 方針・<u>工程等</u>一略</p> <p><u>2</u> 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画 方針・<u>工程等</u>一略</p> <p><u>3</u> 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法 <u>体制、手順、管理方法</u>一略</p> <p><u>4</u> <u>内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置</u> <u>被災防止措置</u>一略</p> <p><u>5</u> 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画 整備方針・<u>工程等</u>一略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第2 津波に関する情報の伝達等</p> <p>津波に関する情報<u>や避難情報の</u>伝達等に係る関係者の連絡体制は<u>次</u>のとおり。</p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p><u>情報の収集・伝達における市（町村）、関係機関の役割一略</u> <u>国、都府県、関係機関との連絡体制図一略</u></p>	<p><u>1 市町村内部及び関係機関相互間の伝達体制</u> <u>市町村内部及び、国、都府県、関係機関等との伝達経路及び方法一略</u></p> <p><u>2 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制</u> <u>防災行政無線、緊急速報メール等により、防災関係機関、地域住民等に正確かつ広範に情報伝達するための経路及び方法一略</u></p> <p><u>3 避難指示の発令基準</u> <u>津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準一略</u></p> <p><u>4 船舶に対する伝達体制</u> <u>船舶に対する具体的な伝達経路及び方法一略</u></p> <p><u>5 管轄区域内の被害状況の情報収集体制</u> <u>情報収集の経路及び方法一略</u></p> <p><u>6 防災行政無線の整備等</u> <u>方針・工程等一略</u></p>
<p><u>（役割分担や連絡体制等の検討にあたって配慮すべき事項）</u></p> <p><u>1 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達</u></p> <p><u>2 船舶に対する津波警報等の伝達</u></p> <p><u>3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置</u></p> <p><u>4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握</u></p> <p><u>5 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること</u></p>	<p><u>（情報伝達に当たって留意すべき事項）</u></p> <p><u>○地域住民等に対し津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u></p> <p><u>○地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市町村災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>○船舶に対し津波警報等を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。</u></p> <p><u>○通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮する。</u></p> <p><u>○必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障害者や海水浴客への津波警報等の</u></p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p><u>第3 避難指示等の発令基準</u></p> <p><u>（略）</u></p> <p><u>第4 避難対策等</u></p> <p><u>（略）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>伝達を行う。この際、伝達実施者の安全に配慮する。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>第3 地域住民等の避難行動等</u></p> <p><u>市町村は、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。</u></p> <p><u>1 避難対象地域</u></p> <p><u>津波により避難が必要となることが想定される地域一略</u></p> <p><u>2 避難方法</u></p> <p><u>避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法一略</u></p> <p><u>3 住民等の備え</u></p> <p><u>避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。</u></p> <p><u>4 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等</u></p> <p><u>実施体制等一略</u></p> <p><u>5 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等</u></p> <p><u>実施体制等一略</u></p> <p><u>（住民等の避難行動等の検討に当たって留意すべき事項）</u></p> <p><u>○各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していく。</u></p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
	<p><u>○高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進する。</u></p> <p><u>○推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。</u></p> <p><u>○避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。</u></p> <p><u>○強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。</u></p>
<u>（新設）</u>	第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保
<u>（新設）</u>	<u>市町村は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする</u>
<u>（新設）</u>	1 避難後の救護の内容
<u>（新設）</u>	<u>実施する業務内容－略</u>
<u>（新設）</u>	2 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項
<u>（新設）</u>	(1) 応急危険度判定を優先的に行う体制
<u>（新設）</u>	<u>あらかじめ準備すべき事項－略</u>
<u>（新設）</u>	(2) 各避難所との連絡体制
<u>（新設）</u>	<u>あらかじめ準備すべき事項－略</u>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<u>（新設）</u>	<u>（3）各避難所における避難者のリスト作成</u> <u>あらかじめ準備すべき事項一略</u>
<u>（新設）</u>	<u>（4）食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保</u> <u>あらかじめ準備すべき事項一略</u>
<u>（新設）</u>	<u>（5）障害者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応</u> <u>あらかじめ準備すべき事項一略</u>
<u>（新設）</u>	<u>（6）飼い主による家庭動物との同行避難等、様々なニーズへの対応</u> <u>あらかじめ準備すべき事項一略</u>
<u>（新設）</u>	<u>（7）避難所における再生可能エネルギーや蓄電池等の活用を通じた自立・分散型システムの導入</u> <u>あらかじめ準備すべき事項一略</u>
<u>（新設）</u>	<u>3 船舶の避難</u> <u>船舶が沖合に避難するための避難海域一略</u>
<u>（新設）</u>	<u>（避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たって留意すべき事項）</u> <u>○避難行動要支援者を</u> 収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。 <u>○市町村が避難所において避難者に対し実施する救護内容は次のとおりとする。</u> ア 収容施設への収容 イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給 ウ その他必要な措置 <u>○市町村は救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。</u> ア 流通在庫の引き渡し等の要請 イ 都府県に対し都府県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請 ウ その他必要な措置 <u>○避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策について留意する。</u> <u>○指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違</u>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第5 消防機関等の活動 （略） <u>（新設）</u></p>	<p><u>い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p><u>○避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。</u></p> <p><u>○夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。</u></p> <p><u>○孤立するおそれのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。</u></p> <p><u>○避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮する。</u></p> <p>第5 意識の普及・啓発</p> <p><u>市町村は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、次の方策により周知を行う。</u></p> <p><u>ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策一略</u></p> <p>第6 消防機関等の活動 （略）</p> <p><u>3 消防団に関し、女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化、実践的かつ効果的な教育・訓練の充実、自主防災組織等の多様な主体との連</u></p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p><u>3</u> 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。</p> <p>(1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知</p> <p>(2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置</p> <p>(3) 水防資機材の点検、整備、配備</p> <p>第<u>6</u> 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 水道</p> <p>地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の<u>破裂</u>等による二次災害を軽減させるための措置は、次のとおり。</p> <p><u>次のとおり</u>一略</p> <p>2 電気</p> <p>(1) <u>電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。</u></p> <p>(2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社が行う措置は、次のとおり。</p> <p><u>次のとおり</u>一略</p> <p>3 ガス</p> <p><u>(1) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。</u></p> <p><u>(2) 指定地方公共機関〇〇ガスが行う措置は、次のとおり。</u></p>	<p><u>携強化等を図る。</u></p> <p><u>4</u> 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。</p> <p>(1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知</p> <p>(2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置</p> <p>(3) 水防資機材の点検、整備、配備</p> <p>第<u>7</u> <u>上下</u>水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 <u>上下</u>水道</p> <p>地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の<u>破損</u>等による二次災害を軽減させるための措置は、次のとおり。</p> <p><u>措置の内容</u>一略</p> <p>2 電気</p> <p>(1) <u>津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、避難所等での熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電気事業者と共有する。</u></p> <p>(2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社が行う措置は、次のとおり。</p> <p><u>火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報、災害応急活動の拠点等への電力供給のための体制確保、優先復旧に必要な措置の実施等</u>一略</p> <p>3 ガス</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>指定地方公共機関〇〇ガスが行う措置は、次のとおり。</p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p><u>次のとおり</u>一略</p> <p>4 通信 指定公共機関〇〇株式会社が行う措置は、次のとおり。 <u>次のとおり</u>一略</p> <p>5 放送 (1) 指定公共機関日本放送協会〇〇支局が行う措置は、次のとおり。 <u>次のとおり</u>一略</p> <p>(2) 指定地方公共機関〇〇放送、〇〇テレビが行う措置は、次のとおり。 <u>次のとおり</u>一略</p>	<p><u>利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報一略</u></p> <p>4 通信 指定公共機関〇〇株式会社が行う措置は、次のとおり。 <u>電源の確保、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策一略</u></p> <p>5 放送 (1) 指定公共機関日本放送協会〇〇支局が行う措置は、次のとおり。 <u>発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置一略</u></p> <p>(2) 指定地方公共機関〇〇放送、〇〇テレビが行う措置は、次のとおり。 <u>発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置一略</u></p>
<p>第7 交通</p> <p>1 道路 (1) <u>市（町村）、都府県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。</u> 交通規制の内容一略</p> <p>2 海上及び航空 (1) 〇〇海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため<u>の必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。</u> <u>実施要領一略</u></p>	<p>第8 交通</p> <p>1 道路 (1) 交通規制 <u>都府県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する都府県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。</u> 交通規制の内容一略</p> <p>2 海上及び航空 (1) 〇〇海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、<u>海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を次のとおり実施する。</u> <u>海域監視体制の強化、船舶交通の制限等の措置一略</u> <u>また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円</u></p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p>(1) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど、次の安全確保対策をとるものとする。 安全確保対策の内容一略</p> <p>(3) 空港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うなど、次の安全確保対策をとるものとする。 安全確保対策の内容一略</p> <p>3 鉄道</p> <p><u>(1) 津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他</u> 運行上の措置は、次のとおり。 次のとおり一略</p> <p><u>(2) 走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等は、次のとおり。</u> 次のとおり一略 <u>(新設)</u></p> <p>第8 市町村が自ら管理等を行う施設等に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>市町村が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり</p> <p>(1) 各施設に共通する事項</p> <p>ア 津波警報等の入場者等への伝達</p>	<p><u>滑に実施する措置を次のとおり実施する。</u></p> <p><u>予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえた具体的な措置一略</u></p> <p>(2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難等、次の安全確保対策をとるものとする。 <u>安全確保対策一略</u></p> <p>(4) 空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場の速やかな閉鎖など、次の安全確保対策をとるものとする。 <u>安全確保対策一略</u></p> <p>3 鉄道</p> <p>津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置は、次のとおり。 <u>運行上の措置一略</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4 乗客等の避難誘導等</p> <p><u>船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等は、次のとおり。</u> <u>避難誘導計画等一略</u></p> <p>第9 市町村が自ら管理等を行う施設等に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>市町村が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。</p> <p>(1) 各施設に共通する事項</p> <p>ア 津波警報等の入場者等への伝達</p> <p><u>海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを</u></p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p><u>（新設）</u></p> <p>イ 入場者等の<u>安全確保のための退避等</u>の措置 （略）</p> <p>キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア 動物園にあつては、<u>猛獣等の逃走防止措置</u></p> <p>イ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置</p> <p>ウ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、</p> <p>(7) 当該学校等が、<u>本市（町村）の定める津波避難対象地域</u>にあるときは、<u>避難の安全に関する措置</u></p> <p>(1) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置</p> <p>エ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置</p> <p><u>なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 （略）</p>	<p><u>感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。</u></p> <p><u>（津波警報等の伝達に当たって留意すべき事項）</u></p> <p><u>○入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。</u></p> <p><u>○避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。</u></p> <p>イ 入場者等の<u>避難のため</u>の措置 （略）</p> <p>キ 非常用発電装置の整備、<u>非常用通信手段の確保</u>、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア 動物園にあつては、<u>危険動物の動物舎への収容その他必要な応急保安措置</u></p> <p>イ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保<u>及び避難誘導</u>のための必要な措置</p> <p>ウ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、</p> <p>(7) 当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、<u>避難誘導のための必要な措置</u></p> <p>(1) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、<u>これらの者に対する保護の措置</u></p> <p>エ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全<u>確保及び避難誘導</u>のための必要な措置</p> <p><u>（各施設等が実施する措置に当たって留意すべき事項）</u></p> <p><u>○要配慮者の避難誘導方法に配慮する。</u></p> <p><u>○詳細な措置内容は施設ごとに別に定める。</u></p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 （略）</p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 工事中の建築等に対する措置 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、<u>工事を中断するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第9 迅速な救助</p> <p>1 <u>消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制</u> 市（町村）は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。 <u>それぞれの整備計画は、次のとおり。</u> <u>次のとおり一略</u></p> <p>2 <u>緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備</u> 市（町村）は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、次のとおり。 <u>次のとおり一略</u></p> <p>3 <u>実動部隊の救助活動における連携の推進</u> 市（町村）は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び<u>港湾・空港</u>等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推</p>	<p>3 <u>地震発生時の緊急点検及び巡視</u> <u>地震発生時には津波襲来に備え、次のとおり緊急点検及び巡視を実施する。</u> <u>緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制一略</u> <u>(地震発生時の緊急点検及び巡視に当たって留意すべき事項)</u> <u>○従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。</u></p> <p>4 工事中の建築物等に対する<u>安全確保上実施すべき措置</u> 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、<u>次のとおり津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。</u> <u>津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針一略</u> <u>(工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべきに当たって留意すべき事項)</u> <u>○津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。</u></p> <p>第10 迅速な救助</p> <p>1 市町村は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や消防団の所有分を含む車両・資機材の確保等に努めるものとする。<u>消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は次のとおり。</u> <u>救助・救急活動の実施体制一略</u></p> <p>2 市町村は、<u>都府県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、次のとおり。</u> <u>緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備方策一略</u></p> <p>3 市町村は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び<u>空港・港湾</u>等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。</p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p>進を図るものとする。</p> <p>4 <u>消防団の充実</u></p> <p>市町村は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。消防団の充実に関する計画は、次のとおり。</p> <p><u>消防団の充実に関する計画一略</u></p> <p>第2章 関係者との連携協力の確保</p> <p>第1 資機材、人員等の配備手配</p> <p><u>1 物資等の調達手配</u></p> <p><u>(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。</u></p> <p><u>次の物資等一略</u></p> <p><u>(2) 市（町村）は、都府県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。</u></p> <p><u>次の物資等一略</u></p> <p><u>2 人員の配置</u></p> <p><u>市（町村）は、人員の配備状況を都府県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、都府県等に応援を要請するものとする。</u></p> <p><u>3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</u></p> <p><u>(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、〇〇市（町村）地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>第5章 関係者との連携協力の確保<u>に関する事項</u></p> <p>第1 資機材、人員等の配備手配</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>1 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは次のとおり。</u></p> <p><u>広域的な配備手配を行う資機材、人員等一略</u></p> <p><u>2 応急対策の実施のために必要な他機関からの応援等に関する協定、制度その</u></p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>第2 他機関に対する応援要請</u></p> <p><u>1 市（町村）が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおり。</u></p> <p><u>次のとおり一略</u></p> <p><u>2 市（町村）は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>第3 帰宅困難者への対応</u></p>	<p><u>他手続上の措置は次のとおり。</u></p> <p><u>事前応援協定、制度（応急対策職員派遣制度に関する要綱等）、手続上の措置一略</u></p> <p><u>3 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援計画を策定し、受援体制の整備を図る。</u></p> <p><u>（資機材、人員等の配備手配に当たって留意すべき事項）</u></p> <p><u>○防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の参加による地域貢献等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化について考慮する。</u></p> <p><u>○事前応援協定の締結その他の手続上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ十分調整する。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>第2 物資の備蓄・調達</u></p> <p><u>被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は次のとおり。</u></p> <p><u>物資備蓄・調達に関する方法等一略</u></p> <p><u>（物資の備蓄・調達に当たって留意すべき事項）</u></p> <p><u>○男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。</u></p> <p><u>第3 帰宅困難者への対応</u></p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p>(略)</p> <p>第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>(略)</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。</p> <p>情報の収集・伝達における市町村、関係機関の役割一略</p> <p>国、都府県、関係機関、との連絡体制図一略</p> <p>災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>(新設)</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。</p>	<p>(略)</p> <p>第6章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>(略)</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、<u>管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要</u>がある。情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。</p> <p>情報の収集・伝達における市町村、関係機関の役割一略</p> <p>国、都府県、関係機関、との連絡体制図一略</p> <p>災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p><u>(情報伝達に当たって留意すべき事項)</u></p> <p><u>○防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。</u></p> <p><u>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。</u></p> <p>第2 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。</u></p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p>情報の収集・伝達における市町村、関係機関の役割一略 国、都府県、関係機関、との連絡体制図一略 地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については次のとおり。</p> <p>次のとおり一略 <u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>第5 避難対策等</p> <p>1 地域住民等の避難行動等</p> <p>国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）は次のとおり。</p> <p>後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者</p>	<p><u>情報の収集・伝達における市町村、関係機関の役割一略</u> <u>国、都府県、関係機関、との連絡体制図一略</u> <u>地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については次のとおり。</u></p> <p><u>次のとおり一略</u> <u>（周知に当たって留意すべき事項）</u></p> <p><u>○地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u></p> <p><u>○地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。</u></p> <p><u>○周知手段については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。</u></p> <p><u>○外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。</u></p> <p>（略）</p> <p>第5 避難対策等</p> <p>1 地域住民等の避難行動等</p> <p>国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）は次のとおり。</p> <p><u>また、</u>後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施</p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p>等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について策定する。内容については次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>また、市町村は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。</p> <p>国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。避難所の場所、その経路及び方法については以下のとおり。</p> <p>以下のとおり一略</p> <p>市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。</p> <p>市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>（略）</p> <p>第7 警備対策</p> <p>都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 正確な情報の収集及び伝達 (2) 不法事案等の予防及び取締り (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導 	<p>責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について策定する。内容については次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>また、市町村は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。</p> <p>国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。避難所の場所、その経路及び方法については以下のとおり。</p> <p>以下のとおり一略</p> <p>市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。</p> <p>市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>（略）</p> <p>第7 都府県警察の活動</p> <p>都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 正確な情報の収集及び伝達 (2) 不法事案等の予防及び取締り (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p>第8 <u>上下</u>水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 <u>上下</u>水道</p> <p>必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。体制については、次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>2 電気</p> <p>(1) <u>電力</u>事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。</p> <p>(2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社がとる体制は、次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>(略)</p> <p>第10 交通</p> <p>(略)</p> <p>3 鉄道</p> <p>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応については次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>また、津波により浸水する<u>恐れ</u>のある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。</p> <p>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。</p> <p>第11 市町村自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>市町村が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。</p> <p>(1) 各施設に共通する事項</p>	<p>第8 <u>上下</u>水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 <u>上下</u>水道</p> <p>必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。体制については、次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>2 電気</p> <p>(1) <u>電気</u>事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。</p> <p>(2) 指定公共機関〇〇電力株式会社〇〇支社がとる体制は、次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>(略)</p> <p>第10 交通</p> <p>(略)</p> <p>3 鉄道</p> <p>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応については次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>また、津波により浸水する<u>おそれ</u>のある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。</p> <p>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。</p> <p>第11 市町村自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>市町村が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。</p> <p>(1) 各施設に共通する事項</p>

地震防災対策推進計画（市町村分）

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p>ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達 ＜留意事項＞</p> <p>1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。</p> <p>2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。</p> <p>イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置</p> <p>ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p>エ 出火防止措置</p> <p>オ 水、食料等の備蓄</p> <p>カ 消防用設備の点検、整備</p> <p>キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>ク 各施設における緊急点検、巡視</p> <p>上記のア～クにおける実施体制（クにおいては実施必要箇所を含む）は次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>（略）</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。</p> <p>情報の収集・伝達における市町村、関係機関の役割一略</p> <p>国、都府県、関係機関との連絡体制図一略</p>	<p>ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達 ＜情報伝達に当たって留意すべき事項＞</p> <p>1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。</p> <p>2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。</p> <p>イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置</p> <p>ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p>エ 出火防止措置</p> <p>オ 水、食料等の備蓄</p> <p>カ 消防用設備の点検、整備</p> <p>キ 非常用発電装置の整備、<u>非常用通信手段の確保</u>、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>ク 各施設における緊急点検、巡視</p> <p>上記のア～クにおける実施体制（クにおいては実施必要箇所を含む）は次のとおり。</p> <p>次のとおり一略</p> <p>（略）</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、<u>管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。</u>津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。</p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p>災害に関する会議の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。 次のとおり一略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。 情報の収集・伝達における市町村、関係機関の役割一略 国、都府県、関係機関との連絡体制図一略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>第6章 防災訓練計画</p> <p><u>1 市（町村）及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。</u></p>	<p>情報の収集・伝達における市町村、関係機関の役割一略 国、都府県、関係機関との連絡体制図一略 災害に関する会議の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。 次のとおり一略</p> <p><u>（情報伝達に当たって留意すべき事項）</u></p> <p><u>○防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。</u></p> <p><u>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。</u></p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。 情報の収集・伝達における市町村、関係機関の役割一略 国、都府県、関係機関との連絡体制図一略</p> <p><u>（周知に当たって留意すべき事項）</u></p> <p><u>○地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u></p> <p><u>○地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。</u></p> <p>（略）</p> <p>第7章 防災訓練に関する事項</p> <p><u>市町村は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよ</u></p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p><u>2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。</u></p> <p>4 市（町村）は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、都府県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。</p> <p>5 市（町村）は、都府県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。</p> <p>(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練</p> <p>(2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練</p> <p>(3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練</p> <p>(4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練</p> <p>（防災訓練の実施に当たって<u>配慮</u>すべき事項）</p> <p>○津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する<u>こと</u></p> <p>○津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とする<u>こと</u></p>	<p><u>う努める。</u></p> <p>市町村は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、都府県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。</p> <p>市町村は、都府県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。</p> <p>(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練</p> <p>(2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練</p> <p>(3) 津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練</p> <p>(4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練</p> <p><u>実施する防災訓練の内容、方法等は次のとおり。</u></p> <p><u>訓練内容、方法－略</u></p> <p>（防災訓練の実施に当たって<u>留意</u>すべき事項）</p> <p>○津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。</p> <p>○津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とする。</p> <p><u>○都府県、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。</u></p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p>第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p><u>市（町村）は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。</u></p> <p>1 市町村職員等に対する教育</p> <p><u>地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおり。</u></p> <p><u>次のとおり－（例）</u></p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(3) 地震・津波に関する一般的な知識</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</p> <p>(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</p> <p>(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p>	<p><u>○要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p> <p><u>○想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。</u></p> <p><u>○防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>1 市町村職員等に対する教育</p> <p><u>市町村は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。</u></p> <p><u>職員等に対する教育の実施内容、方法等－略</u></p> <p><u>（職員等に対する教育に少なくとも含むべき事項）</u></p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(3) 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</p> <p>(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</p> <p>(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p>(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</p> <p>2 地域住民等に対する教育・広報</p> <p>市町村は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、<u>津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。</u></p> <p><u>防災教育の内容は、次のとおりとし、</u>地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う<u>ものとする。</u></p> <p>なお、<u>その教育方法として、</u>印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意する。</p> <p><u>次のとおり－(例)</u></p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(3) 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合<u>における</u>出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、<u>初期消火及び</u>自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(5) 正確な情報<u>入手</u>の方法</p> <p>(6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(7) 各地域における避難対象地域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所等</u>に関する知識</p>	<p>(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</p> <p>2 地域住民等に対する教育・広報</p> <p>市町村は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、<u>東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。</u></p> <p><u>なお、実践的な教育・広報のために、</u>印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意する。</p> <p><u>地域住民等に対する教育・広報の実施方法及び内容－略</u></p> <p><u>(地域住民等に対する教育・広報に少なくとも含むべき事項)</u></p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(3) 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合<u>の</u>出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、<u>防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p>(5) 正確な情報<u>の入手</u>方法</p> <p>(6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(7) 各地域における避難対象地域、<u>土砂災害警戒区域等</u>に関する知識</p> <p>(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</p>

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p>(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p>(9) 避難生活に関する知識</p> <p>(10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>(11) 住<u>宅</u>の耐震診断と必要な耐震改修の<u>内容</u></p> <p><u>3 相談窓口の設置</u></p> <p><u>都府県及び市（町村）は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする</u></p>	<p>(9) 避難生活に関する知識</p> <p>(10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>(11) 住<u>居</u>の耐震診断と必要な耐震改修の<u>実施</u></p> <p><u>（教育・広報の実施に当たって留意すべき事項）</u></p> <p><u>○過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。</u></p> <p><u>○地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。</u></p> <p><u>○要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p> <p><u>○推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p><u>○教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体のウェブサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。</u></p> <p><u>○地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。</u></p> <p><u>○現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。</u></p>

地震防災対策推進計画（市町村分）

修正前（修正案に対応する現行作成例における記載箇所を抜粋）	修正案（現行作成例からの修正箇所等を抜粋）
<p>第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項</p> <p><u>第3章第4 1で示された津波避難の対象地域</u>ごとに、実施すべき事業の種類<u>について、その目標と</u>達成期間は次のとおり。</p> <p>（略）</p>	<p><u>○南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報に</u>あたり留意する。</p> <p>第9章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項</p> <p><u>津波避難対策緊急事業を行う区域</u>ごとに、実施すべき事業の種類<u>並びに目標及び</u>達成期間は次のとおり。</p> <p>（略）</p>

以上

南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引

目次

1 一般的事項

- (1) 対策計画及び南海トラフ地震防災規程
- (2) 計画等の作成義務者
- (3) 計画等の作成指導機関及び提出先
- (4) 計画等の作成期限
- (5) 計画等を変更した場合の措置
- (6) 作成すべき計画等
- (7) 南海トラフ地震防災規程相互間の関係
- (8) 南海トラフ地震防災規程の形式
- (9) 提出書類の種類、部数等

2 計画等に定めるべき事項

3 計画等の作成の前提条件

4 対策計画（南海トラフ地震防災規程）の作成要領

- (1) 防災体制の確立
- (2) 情報の収集・伝達
- (3) 避難
- (4) 時間差発生等における避難
- (5) 訓練
- (6) 教育及び広報

別紙1 作成義務者の一覧表

別紙2 対策計画の基本となるべき事項

参考 対策計画届出書類等の様式

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第2条第1～3項関係)

1 一般的事項

(1) 対策計画及び南海トラフ地震防災規程

ア 南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、津波に係る地震防災対策に関し作成を義務付けられた計画をいうものである。

イ 南海トラフ地震防災規程とは、法第8条の規定により、関係法令に基づく防災又は保安に関する計画又は規程（例えば、消防法に基づく消防計画又は予防規程等）に、対策計画に定める事項を定めた場合、当該事項について定めた部分をいうものである。

(2) 計画等の作成義務者

指定された南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）内において、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した南海トラフ巨大地震の津波による浸水想定に準じ、都府県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、水深30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（以下「政令」という。）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者（推進計画の作成義務者を除く。）が、対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「計画等」という。）の作成義務者である。

(3) 計画等の作成指導機関及び提出先

計画等の作成指導は、それぞれの計画等の受理機関が行うものである。

計画等の提出先は、次のとおりである。

ア 対策計画の場合、都府県知事

イ 南海トラフ地震防災規程の場合、関係法令の規定に基づく計画又は規程の許認可権限者又は届出受理者（別紙1参照）

(4) 計画等の作成期限

計画等の作成期限は、次のとおりである。

ア 当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営することとなる者

期限：施設又は事業の開業前（法第7条第1項）

イ 推進地域の指定の際、当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を現に管理し、又は運営している者

期限：当該指定のあった日から6ヶ月以内（法第7条第2項）

(5) 計画等を変更した場合の措置

計画等を変更した者が、施設の拡大、事業内容の変更等により当該計画等を変更する必要がある場合の手続は次のとおりである。

ア 対策計画の場合、遅滞無く届け出ること（法第7条第6項）。

イ 南海トラフ地震防災規程の場合は、それぞれの法令の規定による手続によること。

(6) 作成すべき計画等

(2)に掲げる作成義務者は、対策計画又は南海トラフ地震防災規程のいずれかを作成するもので(別紙1参照)、対策計画と南海トラフ地震防災規程を重複して作成する必要はないものである。

ア 対策計画は、イに該当しない者で、法の適用を受ける施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。

イ 南海トラフ地震防災規程は、関係法令の規定により、防災又は保安に関する計画又は規程の作成を義務づけられている施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。なお、大規模地震対策特別措置法第二条第十二号に基づき東海地震防災応急計画は、南海トラフ地震防災規程の適用を受けることとなっている。

(7) 南海トラフ地震防災規程相互間の関係

ア 施設又は事業で複数の法令の適用を受けることにより、消防計画、予防規程等複数の計画又は規程の作成を義務づけられているものについては、施設又は事業を管理し、又は運営する者が、それぞれの計画又は規程において、南海トラフ地震防災規程を定める必要がある。

この場合、それぞれの計画又は規程相互間に矛盾や不統一が生じないように、一体性、整合性を保つため、共通する部分は同文で定めること。

イ 消防法第8条第1項の規定の適用をうける複合用途防火対象物に係る南海トラフ地震防災規程は、権原者ごとのもの(消防法施行規則第3条第6項)及び建物全体に関するもの(消防法施行規則第4条第4項)の両方を作成する必要がある。

(8) 南海トラフ地震防災規程の形式

南海トラフ地震防災規程は、既存の計画又は規程にとけこむ形式又は別冊として作成する形式が考えられるが、届出等を要するのは南海トラフ地震防災規程の部分のみであるので、別冊として作成することが望ましい。

(9) 提出書類の種類、部数等

ア 対策計画の場合

届出

(ア) 別記様式第1の届出書	1部	} 都府県知事へ提出
(イ) 計画書(正本)	1部	
(ウ) 添付書類	1部	

写しの送付

(ア) 別記様式第2の送付書	1部	} 市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部	
(ウ) 添付書類	1部	

イ 南海トラフ地震防災規程の場合

届出

(ア) それぞれの法令で定める届出書等	それぞれの法令で定める部数	} それぞれの法令で定める 提出先へ提出
(イ) 計画書	それぞれの法令で定める部数	
(ウ) 添付書類	それぞれの法令で定める部数	

写しの送付

(ア) 別記様式第3の送付書	1部	} 市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部	
(ウ) 添付書類	1部	

2 計画等に定めるべき事項

計画等に定めるべき事項は、①南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項、②時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項、③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、④地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とされているが、法の規定によりこれらの事項の基本となるべき事項は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）で定められている。これを「計画等に明示すべき事項」と「計画等の作成に当たって留意すべき事項」に区分すると別紙2のとおりとなる。

計画等を作成する場合は、震災予防対策及び地震時の災害応急対策相互間の連続性、整合性を保つよう十分注意する必要がある。

なお、南海トラフ地震防災規程については、関係法令において定めるべき事項を規定しているので、作成に当たっては、関係法令、通達等を参照する必要がある。

また、計画内容については、基本計画を基本として作成することになるが、この場合、施設又は事業の特性、立地条件、規模等を勘案して作成する必要がある。

関係自治体においては、地域の実情が適切に反映された実効性のある計画となるよう、関係機関と協力し対策計画等の作成指導にあたること。

3 計画等の作成の前提条件

計画等の作成にあたっては、施設又は事業所が所在する地域について、都府県が作成している科学的に想定し得る最大規模の地震・津波による津波浸水想定（浸水域、浸水深、到達時間等）を前提に、施設又は事業所にとって最も厳しい条件を想定し、これまでの地震・津波対策の延長では十分な対応が困難となる場合があることも考慮し、検討する必要がある。

なお、計画等の作成にあたっては、以下の点に留意されたい。

- (1) 施設又は事業所が所在する地域における津波の浸水想定では、津波の浸水深は30cm以上であるが、浸水深が30cm以上に達すると、津波に巻き込まれた人は避難行動がとれない（動けない）状況となること。
- (2) 津波の到達時間が極めて短い地域が存在し、素早い避難の確保が重要であること。
- (3) 広範囲にわたり強い揺れ（震度6弱以上）が想定されているが、震度6弱とは、耐震性の低い住宅では倒壊するものがあり、耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある揺れ方であり、また、多くの人を立てることができない程度の揺れ方であること。

4 対策計画（南海トラフ地震防災規程）の作成要領

(1) 防災体制の確立

営業者及び従業員の職務分担並びに指揮命令系統について定めること。

(2) 情報の収集・伝達

営業者又は従業員の地震発生直後の対応として、施設内の顧客、観客又は宿泊者等（以下「顧客等」という。）及び全従業員に対し、地震及び津波に関する事項並びに津波からの避難に関する措置等を直ちに伝達する方法について定めること。

(3) 避難

ア 避難場所及び避難経路を示す図面等の施設内への常時掲示、地震が発生した場合の顧客等に対する避難場所等への避難誘導方法等について定めること。

なお、避難場所・避難経路の選定にあたっては、津波の浸水が予測される区域は必ず避けるなど慎重に行うこと。

イ 顧客等の避難誘導後における営業者及び従業員の避難場所への避難について定めること。

ウ 顧客等の避難誘導に関し、従業員は速やかに配置につくよう定めること。

(4) 時間差発生等における避難

南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項について定めること。

(5) 訓練

ア 営業者又は防火管理者が従業員を対象に実施する津波避難訓練の実施回数及び他の機関等が実施する地震防災訓練への従業員の参加について定めること。

なお、訓練に際しては、避難経路が通行不能の場合等様々な状況を想定した実効性のある訓練に努めること。

イ ビルの地階又は上層階にあり直接地上への出口をもたない施設にあつては、訓練の内容として建物からの避難についても定めること。

(6) 教育及び広報

ア 営業者又は防火管理者が従業員を対象に実施する地震防災に関する国、地方公共団体等のウェブサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用する等の教育及び広報の内容並びに他の機関等が実施する地震防災に関する知識の高揚を図るための講習会等への従業員の参加について定めること。

なお、教育及び広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容

(イ) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(ウ) 地震及び津波に関する一般的な知識

(エ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(オ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割

（カ）南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（キ）南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

イ 顧客等が津波からの避難をはじめ的確な判断に基づいた行動ができるよう、営業者又は従業員が行う広報の実施方法及びその内容について定めること。また、外国人に対しても正しく理解してもらえよう留意すること。

なお、広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。

（ア）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容

（イ）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に、出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

（ウ）正確な情報入手の方法

（エ）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

（オ）各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識

（カ）各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

別紙1 作成義務者の一覧表

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(以下「政令」という。)第3条第1号に規定する施設	1項 イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場(30人) ロ 公会堂又は集会場(30人) 2項 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類(30人) ロ 遊技場又はダンスホール(30人) ハ 性風俗関連特殊営業(30人) ニ カラオケボックス類(30人) 3項 イ 待合、料理店類(30人) ロ 飲食店(30人) 4項 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場(30人) 5項 イ 旅館、ホテル又は宿泊所類(30人) 6項 イ 病院、診療所又は助産所(30人) 8項 図書館、博物館、美術館類(50人) 9項 イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類(30人) ロ イ以外の公衆浴場(50人) 10項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(50人) 11項 神社、寺院、教会類(50人) 13項 イ 自動車車庫又は駐車場(50人) 15項 前各項に該当しない事業場(50人) 16項の2 地下街(30人) 17項 文化財建築物(50人) 【消防法施行令第1条の2第3項】	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(消防本部を置かない市町村にあっては市町村長)又は消防署長	1部(1部)	当該施設の位置を明らかにした図面
	16項の3 準地下街(建築物の地階で不特定多数が出入りするもの)	対策計画	知事	1部(1部)	同 上
政令第3条第2号に規定する施設	次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの(その一部が消防法施行令別表第1の1項から4項、5項イ、6項イ、8項から11項、13項イ又は15項の防火対象物の用途で、当該用途に供されている部分の収容人員の合計が30人以上のもの) 【消防法施行令第1条の2第3項】	(1項から4項、5項イ、6項イ、9項イの施設で収容人員30人以上のもの及び8項9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員50人以上のもの) 消防法第8条第1項に規定する消防計画 (8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員が30人以上50人未満のもの) 対策計画	消防長(消防本部を置かない市町村にあっては市町村長)又は消防署長 知事	1部(1部)	同 上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第3号に規定する施設	予防規定を定めなければならない危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所 【危険物の規制に関する政令第37条】	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程	市町村長(都府県知事又は総務大臣)	2部(1部) ※危険物の規制に関する規則第62条第2項	同上
政令第3条第4号に規定する施設	火薬類の製造所(経済産業大臣の許可) 【火薬類取締法第3条】	火薬類取締法第28条第1項に規定する危害予防規程	経済産業大臣又は知事	1部(1部)	同上
政令第3条第5号に規定する施設	高圧ガスを製造する事業所(不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く)(都道府県知事の許可) 【高圧ガス保安法第5条第1項】	高圧ガス保安法第26条第1項に規定する危害予防規程	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第6号に規定する施設	当該施設において通常貯蔵し、又は1日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあつては20トン以上、劇物にあつては200トン以上の施設 【毒物及び劇物取締法第2条】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第7号に規定する施設	核燃料物資等の製錬施設(3条第1項第2号)、加工施設(13条第2項第2号)、原子炉施設(23条第2項第5号、43条の3の5第2項第5号)、使用済燃料貯蔵施設(43条の4第2項第2号)、再処理施設(44条第2項第2号)、使用施設等(53条第2号) 【核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第3条他】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第8号に規定する施設	第一種事業所及び第二種事業所(石油コンビナート等特別防災区域に所在し、相当量の石油等を取り扱う事業所) 【石油コンビナート等災害防止法第2条第6号】	石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程	市町村長(知事)	1部(1部)	同上
政令第3条第9号に規定する事業	第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業 (指定公共機関以外の鉄道事業者が対象) 【鉄道事業法第2条第1項】	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項の実施基準	地方運輸局長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
	索道事業(他人の需要に応じ索道による運送を行う事業(旅客の運送を行わないものを除く。)) 【鉄道事業法第2条第5項】	索道施設に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項の細則	地方運輸局長	1部(1部)	同上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第10号に規定する事業	軌道を敷設して運輸事業を営業者 【軌道法第3条】	軌道運転規則第4条第1項の施設及び車両の整備並びに運転取扱に関して定められた細則	地方運輸局長	1部(1部)	同上
政令第3条第11号に規定する事業	一般旅客定期航路事業 【海上運送法第2条第5項】	(一般旅客定期航路事業) 海上運送法施行規則第7条の2第1項及び第21条の19第1項の安全管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面、航路図及び南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
	旅客不定期航路事業 【海上運送法第21条第1項】	(旅客不定期航路事業) 海上運送法施行規則第23条の4において準用する同施行規則第7条の2第1項の安全管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部(1部)	同上
政令第3条第12号に規定する事業	一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス) 【道路運送法第3条第1号イ】	運行管理規程 (旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項の運行管理規定)	—	—(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面、運行系統図及び南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
政令第3条第13号に規定する施設	学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校等 1条) 専修学校(124条) 各種学校(134条) 【学校教育法第1条、第124条、第134条】	(収容人員50人(特別支援学校及び幼稚園にあつては30人)以上のもの)消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(市町村長)又は消防署長	1部(1部)	当該施設の位置を明らかにした図面
		(収容人員50人(特別支援学校及び幼稚園にあつては30人)未満のもの)対策計画	知事	1部(1部)	同上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第14号に規定する施設	児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター) 【児童福祉法第7条第1項】 身体障害者社会参加支援施設(身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設) 【身体障害者福祉法第5条第1項】 保護施設(救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設) 【生活保護法第38条第1項】 女性自立支援施設 【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項】 老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター) 【老人福祉法第5条の3】 有料老人ホーム(常時10人以上の入所) 【老人福祉法第29条】 介護老人保健施設 【介護保険法第8条第28項】 介護医療院 【介護保険法第8条第29項】 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 【障害者総合支援法第5条第1項、11項、27項、28項】	(社会福祉施設等のうち収容人員10人、30人または50人以上のもの) 消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(市町村長)又は消防署長	1部(1部)	同上
	老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター) 【老人福祉法第5条の3】 有料老人ホーム(常時10人以上の入所) 【老人福祉法第29条】 介護老人保健施設 【介護保険法第8条第28項】 介護医療院 【介護保険法第8条第29項】 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 【障害者総合支援法第5条第1項、11項、27項、28項】	(社会福祉施設等のうち収容人員10人、30人または50人未満のもの) 対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第15号に規定する施設	鉱山 【鉱山保安法第2条第2項】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第16号に規定する施設	貯木場 【港湾法第2条第5項第8号】	対策計画	知事	1部(1部)	同上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第17号に規定する施設	人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業(当該事業の用に供する敷地の規模が1万平方メートル以上のものに限る。)(動物園)	対策計画	知事	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
政令第3条第18号に規定する施設	地方道路公社管理道路 【道路法第2条第1項】 一般自動車道 【道路運送法第2条第8項】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第19号に規定する施設	基幹放送事業 【放送法第2条第2号】 基幹放送局提供事業 【放送法第118条第1項】	対策計画	知事	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面
政令第3条第20号に規定する施設	ガス事業(ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業、ガス製造事業) 【ガス事業法第2条第11項】	(ガス小売事業) ガス事業法第24条第1項に規定する保安規程 (一般ガス導管事業) ガス事業法第64条第1項に規定する保安規程 (特定ガス導管事業) ガス事業法第84条において準用する同法第64条第1項に規定する保安規程 (ガス製造事業) ガス事業法第97条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣 経済産業大臣 経済産業大臣 経済産業大臣	1部(1部)	同上
政令第3条第21号に規定する事業及び施設	水道事業(水道事業(2項)、水道用水供給事業(4項)、専用水道(6項)) 【水道法第3条】	対策計画	知事	1部(1部)	事業にあたって当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面 施設にあつては当該施設の位置を明らかにした図面

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第22号に規定する事業	電気事業(小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業) 【電気事業法第2条第1項第16号】	電気事業法第42条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣又は産業保安監督部長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び南海トラフ地震防災規程の写しを送付した市町村名を明らかにした書面
政令第3条第23号に規定する事業	石油パイプライン事業 【石油パイプライン事業法第2条第3項】	石油パイプライン事業法第27条第1項に規定する保安規定	経済産業大臣、国土交通大臣及び総務大臣	1部(1部)	同上
政令第3条第24号に規定する施設	前各号以外の工場等で、勤務者が1,000人以上の工場等(工場、作業所、事業場)	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(市町村長)又は消防署長	1部(1部)	当該施設の位置を明らかにした図面

別紙2 対策計画の基本となるべき事項

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項		
第1 各計画において共通して定めるべき事項		
1 津波に関する情報の伝達等	各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法	通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があること。
2 避難対策	避難場所、避難経路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策等	津波警報等が発表されたとき又はそれらが発表される前であっても大きな揺れを感じたときの的確な避難のためのものであること。
	円滑な避難のために必要な安全確保対策	安全確保対策の実施にあたっては、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。 避難行動要支援者の避難支援、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導についても配慮すること。 避難誘導に従事する者の安全な避難の確保についても定めること。
3 応急対策の実施要員の確保等	具体的な要員の確保	1に定める伝達方法及び伝達手段の実態並びに所要要員の不時の欠員に備えた代替要員を考慮すること。
	必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する場合において、当該組織の内容等	
第2 個別の計画において定める事項		
1 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定か		

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
つ多数の者が出入りする施設		
(1) 津波警報等の顧客等への伝達	その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、津波警報等を伝達する方法	<p>① 顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法の検討をすること。</p> <p>② 顧客等が適切な退避行動をとり得るよう避難場所や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するための十分な事前検討をすること。</p>
	海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、顧客等に対し伝達する方法	
(2) 顧客等の避難のための措置	顧客等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者	
(3) 施設の安全性を踏まえた措置		中・高層の建築物に存する又は入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができるものとする。
2 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止、その他施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置の実施等に関する具体的な事項	応急的保安措置の実施等にあたっては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、或いは津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
		<p>確保した上で行うものであること。 当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものであること。</p>
<p>3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者</p>		
<p>(1) 津波警報等の旅客等への伝達</p>	<p>旅客等に対し、津波警報等を伝達する方法。 (この場合、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する具体的な伝達方法)</p>	<p>① 旅客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法の検討すること。 ② 旅客等が適切な退避行動をとり得るよう避難場所や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するための十分な事前検討すること。</p>
<p>(2) 運行等に関する措置</p>	<p>① 鉄道事業、軌道事業については、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置</p>	
	<p>② 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、港湾施設に被害が生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、出航の中止、目的港の変更又は運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置の具体的な実施要領</p>	
	<p>③ 一般乗合旅客自動車運送事業については、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置</p>	
<p>4 学校、社会福祉施設</p>	<p>具体的な、避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等</p>	<p>要配慮者の避難誘導について配慮すること。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
5 上下水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係		
(1) 上下水道事業	津波からの円滑な避難確保のため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置	
(2) 電気事業	津波からの円滑な避難確保のため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施	
	津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うため、電力供給の確保のためにとるべき措置	
	災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するための方策	
(3) ガス事業	津波からの円滑な避難確保のため、利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報の実施	
(4) 通信事業	電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等とるべき措置 災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策	
(5) 放送事業	発災後も円滑に放送を継続し、津波情報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置の具体的内容	津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めること。 津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めること。 各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
		滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めること。
6 その他の施設又は事業関係		
(1) 鉱山	構内作業員に対する津波警報等の伝達の方法及び伝達後の避難等の行動について、具体的な実施内容	
(2) 貯木場	平時及び地震発生時の貯木に対する具体的な流出防止措置	地震発生時の防止措置においては、津波が到達するまでの時間を考慮して、作業員の避難等の安全措置に配慮すること。 特に、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、或いは津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。
(3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業（敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る）	当該事業の用に供する敷地に入出する観客に対する津波警報等の伝達方法及び観客の避難誘導等のとるべき具体的措置	
	危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安に関する具体的措置	
(4) 工場等で勤務人員が千人以上のもの	当該工場に勤務し又は出入する者（以下「従業員等」という。）に対する津波警報等の伝達方法及び従業員等の避難のための具体的措置	
第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保		

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
に関する事項		
○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項		
第1 各計画において共通して定める事項		
1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	各計画主体の担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置についての情報伝達の経路、体制及び方法	
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項		
第1 各計画において共通して定める事項		
1 災害応急対策をとるべき期間等	後発地震に対して警戒する措置及び注意する措置をとるべき期間	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとること。 また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとること。
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等	各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法	勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意すること。
3 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置 災害対策本部に準じた組織の設置	橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意すること。 組織内容等必要な事項を定めること。
	河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて	内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずること。

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
	講じるべき措置	
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の、動物園等特殊施設について、後発地震の発生後の危険防止の措置	橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意すること。
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制	従業員の安全確保に配慮すること。
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針	
第2 個別の計画において定める事項		
1 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設	顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法	病院や百貨店等が事前避難対象地域以外にあるときは、新たな大規模地震による施設の破損等を防止する措置等の十分な危険回避措置をとったうえで、営業を継続する。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮すること。
	当該施設が事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置	
	病院においては、患者等の保護等の方法	個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮すること。
2 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項	定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
	施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容	必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討すること。
3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業		
(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における旅客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法。	
	事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置	
	旅客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関連する情報を伝達する方法（この場合、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する伝達方法）	
(2) 運行等に関する措置	① 鉄道事業、軌道事業については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供すること。 津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとること。
	② 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、海上交通の規制又は港湾施設の使用制限がなされた場合及び津波による危険が予想される場合においては、発航の中止、目的港の変更等の運行中止、旅客の下船、船舶の	

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
	安全な海域への退避等の措置を講ずるものとし、その具体的な実施要領	
	③ 一般乗合旅客自動車運送事業については、走行路線に住民事前避難対象地域がある場合等における運行の停止その他運行上の措置	
(3) (2)の結果生じる滞留旅客等に対する措置	対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置	
4 学校、社会福祉施設	幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法	学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意すること。
	社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法	施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定めること。
	避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等（学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にある場合）	要配慮者等の避難誘導について配慮すること。
5 上下水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係		
(1) 上下水道事業	必要な飲料水を供給する体制の確保	
(2) 電気事業	必要な電力を供給する体制の確保	
(3) ガス事業	必要なガスを供給する体制の確保	
	ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項	
	後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制	
(4) 通信事業	通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサ	

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
	サービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容	
(5) 放送事業	実態に即応した体制の整備の内容	<p>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の正確かつ迅速な報道に努めること。</p> <p>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとること。</p> <p>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意すること。</p> <p>推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意すること。</p> <p>情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めること。</p>
6 その他の施設又は事業関係		
(1) 鉱山	構内作業員に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達の方法及び伝達後の退避等の行動について、具体的な実施内容	
	集積場等で保安上応急の措置を講ずる必要が認められるものについては、その具体的な措置	

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
(2) 貯木場	貯木に対する流出防止措置	応急措置の作業員の避難等安全措置に配慮すること。
(3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業 (敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る。)	当該事業の用に供する敷地に入出する観客に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達の方法及び観客の退避等とすべき措置 危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項	
(4) 工場等で勤務人員が千人以上のもの	当該工場等に勤務し又は出入する者に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達方法及びこれらの者の安全確保のための措置	当該工場等の置かれている位置、周囲の状況、退避ルート等を勘案して防災要員を除く従業員等の工場からの退避、帰宅等の行動計画を明示すること。
○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項		
第1 各計画において共通して定める事項		
1 災害応急対策をとるべき期間等	後発地震に対して注意する措置をとるべき期間	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	各計画主体の機関相互間及び機関内部におい	勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
等の伝達等	て、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法	伝達が確実に行われるよう留意すること。
	災害に関する会議に準じた組織の設置	組織内容等必要な事項を定めること。
3 関係機関のとりべき措置	施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、その内容	
第4節 防災訓練に関する事項	各計画主体は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等	<p>他の計画主体と共同して訓練を行うこと。 地域住民等の協力及びその参加を得ること。 防災関係機関の実施する防災訓練に努めて参加すること。 国、指定公共機関、地方公共団体との連携を図ることに努めること。 逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めること。</p>
第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	各計画主体は、その従業員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法	<p>この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づき取られる措置の内容 (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (3) 地震及び津波に関する一般的な知識 (4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (5) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
		<p>地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割</p> <p>(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</p>
	顧客等に対する広報の実施方法及びその内容	<p>この広報の内容には、顧客等が津波からの避難をはじめとしての確な判断に基づいた行動ができるよう、少なくとも次の事項を含むものとする。また、外国人に対しても正しく理解してもらえるよう留意すること。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に、出火防止、顧客同士協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(3) 正確な情報入手の方法</p> <p>(4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(5) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
		区域等に関する知識 (6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識